

△資料紹介▽

シヤウプ税制使節団への要望・意見等の
提出文書

〈農業所得課税関係資料を中心として〉

井 上 一 郎

〔租税資料室
研究調査員〕

シャウプ税制使節団への要望・意見等の提出文書

— 農業所得課税関係資料を中心として —

まえがき

一九四九（昭和二四）年五月一日、午後八時五二分、シャウプ税制使節団の長であったカール・S・シャウプ博士が、ウイリアム・S・ヴィックリー博士（コロンビア大学教授）と、ローランド・F・ハットフィールド（ミネソタ州税局調査課長）とともに、マッカーサー元帥（GHQ/SCAP）の要請によって、東京羽田空港へ降りたつてからまもなく五〇年になろうとしている。

おそらく当時の関係者は、五〇年の歳月にもかかわらず、昨日のできごとであったような印象を抱かれているに相違ないと思われる。しかしそれだからといって、その印象がどれほど記憶にとどまっているかはどうも別のことであるように思われる。五〇年の歳月は争われない。遠い過去のことではないわけである。

ところで、今もってわが国において税制改正について論議される場合、シャープ勧告（日本税制報告書）が話題となり、または議論の引き合いにだされることがある。しかし、これは偶然ではなく、勧告が、当時の政治状況あるいは社会状況を背景としながらも、税制はいかにあるべきかを、当時の税制を見据えたいうえで一つの結論を導きだしているところにあるように思われる。要するに租税正義の観点から、公平、公正を軸とする立法論的要素を、如何なく織りこんだものであるから、この結論は常に現状に対する三省の要として機能することになる。

ともかく、政治的決着の前に、租税正義の実現を、合理性の貫徹に求めたところに、シャープ勧告の真髓がある。それだからこそ、シャープ勧告は、歴史を超えて存在することとなるのである。将来のことは言えぬにしても、古典として位置づけられることは間違いないだろう。

立法論的には、理念の現実化への適応という手法にあるのであって、その手法は高く評価されようし、これがまた、今なお、カール・シャープ物語として語りつがれていくコミュニケーションとみてよいであろう。

一九九一年三月三日、日本テレビ（4チャンネル）は、三月一五日の所得税の確定申告期にあわせて、現代のわが国の租税体系の基礎を築いた功績を顕彰する意味もあって、カール・シャープ物語を放映した。

多くの納税者に対して、税を考えるうえでの教材としては、申し分ないものといえる。

ところで、一九七九年四月二日各新聞は、G H Qが「五月にシャープ税制使節団が来日すること」を一日発表したことを報道した（シャープ税制勧告・新聞資料編六五頁）。

この使節団の歴史的位付又は歴史的評価は、ここでは触れない。しかし、この来日の発表があつてからは、政府、大蔵省、地方財政委員会及びその他政府関係機関並びに民間諸団体では、税制改革へ向けてその対応に忙殺され

ることとなる。そのため、意見、要望のとりまとめ、あるいは実情を示そうとする諸文書が作成され、ときに応じて使節団へ提出された。

現在、これらの諸資料のうち、大蔵省主税局において作成されたものは、部内の参考資料として、昭和二四年度、シャウプ使節団提出資料集その一、その二及びその三がある。右のほかに、国会議員に税制改革に関する審議の参考資料とするため、官庁資料のほか、広く民間団体の意見書、要望書等を収録した国立国会図書館調査立法参考査局編の「税制改革に関する資料集」五分冊がある。以上のほか、地方財政委員会編のシャウプ税制調査団提出資料集がある。筆者はあいにく、地方財政委員会編、資料集については今もってめぐりあってはいない。

これらの資料群は、いづれも孔版印刷であり、また用紙は、更紙であり、もちろん酸性紙でもあるから、現在では、利用上、細心の注意を払う必要がある。さもなければ、ページをめくるたびにぼろぼろにこわれてしまうからである。

とはいえ、シャウプ勧告の問題点を理解するには、これらの資料との突合なくしてはなしえないように思われる。さきに、「シャウプ税制勧告・新聞資料編」を刊行したときにも指摘しておいたが、「勧告」本分は、一面では、意見、要望に対する回答的な意味あいをもつものであるから、当然これらの文書資料は、問いかけの部分であり、しかも、勧告書の性質上、表面的にこの問いかけの部分はそれとして扱われてはいないから、文面上唐突に感じられるところもあるわけである。したがって、いまこれらの資料を網羅的に呈示できればと思うが、その量からみて、直ちに開示することもできない。そこで問題別に呈示しようと思う。もちろん、先に刊行した「シャウプの税制勧告」(霞出版社、昭和六〇年刊)及び「シャウプの税制勧告・新聞資料編」(霞出版社、昭和六三年刊)とのつながりをも指摘

しながら、差し当って当時問題の多かった「農業所得課税」に焦点をあてて、関係資料の呈示をすることとする。
なお、資料の作成過程を、シャウプ使節団の行動等との関係を時系列的に示すと、次のとおりである。

昭和二四・四・一

○GHQ、五月初旬、シャウプ博士ほか六名からなる税制使節団来日を発表と、各紙二日付で報道。

七 ○使節団員ジエローム・B・コーエン来日。

? ○GHQ/NRS（天然資源局）、農家所得税の査定、徴収に対する計画の概要を農林省へ提示。

二八 ○農林省農業改良局、NRSに対し、農民負担に関する諸資料を提出。

五・一〇 ○シャウプ博士、ヴィックリー博士、ハットフィールド氏来日。

二九 ○農家の税負担の軽減につき、来週早々、森農相、片桐次官、シャウプ使節団と会見のうえ、要望書を手渡す予定と、東京新聞報道。

六・一一 ○日本農民組合総本部、シャウプ使節団に対し、税制改革に関する意見書を作成。

○スタンレー・S・サリー氏来日。

一二 ○ハワード・R・ボーエン氏来日。

一九 ○ウイリアム・C・ウォーレン氏来日。

(初旬) ○農林省、農林漁業の課税負担の現状とその改正に関する要望を、シャウプ使節団へ提出。

二五 ○農業復興會議、現行税制改革に関する意見を表明、近くシャープ使節団に提出する予定と、

東京新聞、日本経済新聞報道。

? ○中央農業団体、農業所得税の査定及び徴税に対する意見等を表明。

? ○全国農業協同組合代表者会議実行委員会、農民の立場から見たる日本の徴税の実情と、税制改革に関する意見を表明。

七・一四 ○過重と不均衡にあえいでいる農村課税に対するシャープ使節団の考え方（源泉課税方式の採用等）を、農林省へ示唆（毎日新聞、七・一六記事）。

一五 ○農林省関係者、シャープ税制使節団に対し、源泉課税・徴収に対する意見等を要望す（毎日、朝日七・一七記事）。

一六 ○GHQ/NRS、農林省に対し供出代金につき源泉課税徴収案内示ありたることを時事新報報道。

二一 ○大蔵省主税局、NRS提案にかかる農業所得税の賦課徴収計画概要に対し、意見を表明。

二二 ○農林省、源泉徴収は回避、農家所得課税につき、第一案、第二案を呈示のうえ折衝と毎日新聞報道。

以上の経過をたどって、勧告に集約されることとなる。

勧告の部分を摘示すれば次のとおりである。

日本税制報告書、第一四省 所得税における納税協力、税務行政の執行ならびに争訟中「農業所得の課税および徴収」二一五ページ（シャウプの税制勧告二四九頁）、付録D 所得税および法人税の執行（ND）中、C項2、源泉徴収 C、農業者の源泉徴収V・D一一頁（シャウプの税制勧告三七三頁）及びC項4、農業所得に適用されるべき課税手続VD一四頁（シャウプの税制勧告三七六頁）である。

これらの勧告の結末は、シャウプの税制勧告書中、四二三頁〔六〕を参照のこと。これで、シャウプ勧告をめぐる農業所得課税は制度的には、旧来の方法が是認されたとみてよいであろう。

以下に関係資料を掲げる。

農業所得課税に関するシャウプ税制使節団への要望・意見等関係資料

目次

第一部 GHQ・農林省・大蔵省関係の部…………… 四七

第一 ショウプ税制改革使節団に対して農民

負担に関し総指令部(N・R・S)天然
資源局)に提出せる参考資料(昭和二四
・四・二八)

農林省…………… 四七

農林省農業改良局経済研究部…………… 四七

第二 N・R・Sの提案に係る農家所得税の

査定及び徴収に対する計画の概要…………… 四七

第三 農業所得税の賦課徴収計画概要(N・

R・S提案)に対する意見(昭和二四・

七・二一)

大蔵省主税局…………… 四七

第四 供出代金源泉徴収案、GHQ・NRS

農林省に対し内示(昭和二四・七・中旬)…………… 四七

第五 内示案に対する農林省側の提案…………… 四七

第六 官庁・農業団体の部…………… 四七

第七 農林省の課税負担の現状とその改正

に関する要望(昭和二四・六)

農林省…………… 四七

第七 現行税制改革に関する意見(昭和二四

・六)

農業復興会議…………… 四七

第八 農業所得税の査定及び徴税(特に源泉

徴収を含む)についての計画案に対する

意見案

中央農業団体…………… 四七

第九 農民の立場から見たる日本の徴税の実

情と税制改革に関する意見

全国農業協同組合

代表者会議実行委員会…………… 五四

第一〇 ショウプ税制改革使節団に対して提

出する租税制度改革に関する意見書

(昭和二四・六・一一)

日本農民組合総本部…………… 五三

第一部 GHQ・農林省・大蔵省関係の部

第一 ショウプ税制改革使節団に対して農民負担に関し総指令部（N・R

・SⅡ天然資源局）に提出せる参考資料（昭和二四・四・二八）

農林省農業改良局経済研究部

一 農家負担の合理化の見地における農林省の税制改革に対する意見

A 農家負担の現況

国民財政負担の均衡といふ立場からみて農家負担は戦後の現行税制において、国税及び地方税を合せた総財政負担についてみてもまた直接国税負担だけについてみても他産業者に対して相対的に過重となつて来ている。就中国税としての所得税の過重化の傾向が著しい。

第1表 国民所得における農林業所得の地位と農林業に対する直接国税及び農家経済における租税公課負担率の変化

項目 年次	国民所得における農林業所得				農林業に対する直接国税				農家経済における租税公課負担			
	国民所得		農林業所得の地位		直接国税		農林業負担直接関税		一戸当		租税公課負担	
	(A) 所得	(B) 所得	(A) %	指数	(C) 総額	(D) 農林業負担額	(C) %	指数	(E) 所得	(F) 租税公課	(F) %	指数
昭和9	億円 126	億円 22	17.5	100.0	百万円 300.0	百万円 53.7	14.9	100.0	円 732	円 57	8	100.0
10	140	26	18.6		368.6	54.8	14.9		838	57	7	
11	160	30	18.8	98.9	451.6	58.3	12.9	61.4	913	59	6	71.4
12	188	34	18.1		741.3	68.4	9.2		1,028	52	5	
13	227	38	16.7	91.3	1,090.7	78.5	7.2	1,111	44	4	57.1	
14	304	58	19.1	104.4	1,454.2	83.9	5.8	1,685	49	3	42.9	
15	343	58	16.9	92.3	2,564.9	169.6	6.6	1,860	52	3	42.9	
16	412	60	14.6	79.8	3,007.2	191.7	6.4	1,750	56	3	42.9	
17	447	63	14.1	77.0	4,651.2	283.7	6.1	2,336	79	3	42.9	
18	545	71	13.0	71.0	5,394.8	307.8	5.7	2,749	119	4	57.1	
19	718	85	11.8	64.5	8,300.4	534.0	6.4	3,401	162	5	71.4	
20					8,186.4	664.5	8.1	5,433	618	13	185.7	
21	3,578	1,142	31.9	174.3	31,201.7	8,984.9	28.8	30,898	5,764	18	257.1	
22	9,200	2,330	25.3	138.3	134,067.0	42,638.0	31.8	44,794	10,045	22	314.3	
23	21,467	4,660	21.7	118.6								

備考：1. 国民所得及び農林業所得は、経済安定本部「日本内地国民所得及国民生産推計表」による。
 2. 直接国税は昭和11年までは収入済額で「第九十二回帝國議會國稅參考書」により、昭和12年以降は、調定済額で「主税局第七十二回統計年報書」による。直接国税は所得税、増加所得税、法人税、資本利子税等であって、地方委員前の地租、家屋税、営業税を含む。
 3. 一戸当たり農家所得及び租税公課は農林省の農家経済調査等による。

第2表 昭和20年度乙種事業所得査定状況

区 分		調 査 戸 数	実 所 得 (A)	税 務 署 査 定 得 所 (B)	実 所 得 に 対 する 査 定 率 $\frac{(B)}{(A)}$
規 模 等					
耕 作 面 積 別	1.0 町以下	54	2,473	4,927	199
	1.1~1.5町	103	4,527	4,609	102
	1.6~2.0町	77	6,104	6,704	110
	21.0~町以上	129	8,677	8,547	99
	平 均	363	6,031	6,500	108
經 営 組 織 別	米 麦 作 經 営	265	5,645	5,780	102
	普 通 畑 作 "	21	5,205	7,298	140
	蔬 菜 作 "	27	6,140	8,673	148
	果 樹 作 "	20	14,946	13,258	89
	養 蚕 "	26	6,011	5,263	88
	酪 農 "	3	8,639	5,290	61
地 帯 別	純 農 村	257	6,491	6,798	105
	都 市 近 郊	50	7,608	7,143	94
	山 村	56	3,781	4,313	112

備考 全国農業会「農業所得税に関する調査」(1947年)によった。

また、課税方法の不合理の結果農家相互の間における負担の不均衡が著しくなっている。

B 国 税

農家の国税における以上の負担不均衡は所得税制の不備及び課税方法の不当に由来する。

(1) 所得税法上の欠陥

基礎控除の問題

わが国の実情において農業所得は家族農業従事者の勤労所得の実質内容を持つものであるから、一般勤労所得について同一世帯内の二人以上の勤労所得者が夫々基礎控除をうけていると同様に家族農業従事者の各々について基礎控除の制を適用することが憲法第一三、一四、二四条の精神に照らして至当である。

第3表 昭和22年度農業所得税賦課状況

区分	経営規模等	調査戸数	耕作面積計			申告所得額(A)	反当	更正決定所得額(B)	反当	(B)/(A)	所得額(C)	(C)/(A)	(C)/(B)
			反	反	反								
	水田単作経営	303	11.1	2.0	13.1	円 26,991	円 2,060	円 37,620	円 2,872	% 139	円 8,719	% 32.3	% 23.2
	水田二毛作経営	535	7.4	1.9	9.3	円 26,885	円 2,891	円 39,370	円 4,233	% 146	円 8,192	% 30.5	% 20.8
	畑作経営	195	2.6	7.5	10.1	円 23,660	円 2,343	円 36,857	円 3,649	% 156	円 8,360	% 35.3	% 22.7
	近郊蔬菜	25	4.6	5.9	10.5	円 31,291	円 2,980	円 62,815	円 5,999	% 201	円 22,445	% 71.2	% 35.8
	養蚕経営	29	4.9	6.5	11.4	円 26,980	円 2,367	円 39,362	円 3,453	% 146	円 8,782	% 30.6	% 22.3
	養農経営	9	4.6	6.5	11.1	円 39,524	円 3,561	円 66,264	円 5,970	% 168	円 23,720	% 60.0	% 35.8
	総平均	1,096	7.4	3.2	10.6	円 26,547	円 2,504	円 39,194	円 3,698	% 148	円 8,836	% 33.3	% 22.5

備考 農林省のアソケート調査による。

第4表 昭和23年度農業所得税賦得状況

経営形態	調査戸数	耕作面積				世帯員数				扶養控除者数	申告所得額		
		田	畑	園地	計	総員数	有業者数				従属者	所得額(A)	反当
							農業	農業以外	計				
水田単作	27	10.4	2.1	0.3	12.8	7.8	3.0	0.4	3.4	4.4	5.1	65,150	5,090
二毛作	99	7.1	3.3	0.2	10.6	7.3	3.2	0.6	3.8	3.5	5.2	76,986	7,263
畑作	40	3.7	7.9	0.3	11.9	7.5	2.9	0.6	3.5	4.0	5.1	67,543	5,675
果樹作	20	2.6	2.4	3.2	8.2	5.9	2.6	1.1	3.7	2.2	3.4	102,536	12,504
養蚕	6	1.6	3.5	2.6	7.7	6.5	2.8	0.2	3.0	3.5	4.0	65,358	7,600

経営形態	更正所得額		(B) (A)	更正 税額 (C)	(C) (A)	(C) (B)	備考		
	所得額 (B)	反当					申告兼 業所得 額(D)	(D) (A)	管轄 財務局
水田単作	79,023	6,173	1.20	12,418	0.19	0.16	1,616	0.03	仙台
二毛作	97,318	9,186	1.26	19,126	0.25	0.20	16,081	0.21	熊本
畑作	122,423	8,607	1.51	15,792	0.23	0.15	7,906	0.12	関東信越
果樹作	129,105	15,744	1.26	34,836	0.34	0.27	14,977	0.15	高松
養蚕	108,236	14,057	1.66	25,815	0.39	0.24	1,666	0.03	関東信越

備考 農林省統計調査局「アンケート調査」の結果による。

(II)

(1) 運用上の欠陥の第一点

収入計算の期間の問題

現行の農業所得の計算においてその経費は当該所得年度の年間の費用を見積もっているのに対し、収入の計算においては次期の所得年度に繰越さるべき農家の販売米及び保有飯米を収穫時の該当所得年度の収入として計算している。このためにインフレの現状では所

〔注〕なお、この問題は農業者に限らず、家族労働による一般小売業者についてもいえるが、少額取引者の取引高税の免除の結果は取引高税相当分の超過利潤（所得）を小営業者に与えることになり、家族従業者の基礎控除のない部分をこれが或る程度補っている。
この問題については、少額取引者の取引高税の免除を廃して、家族従業者に対する基礎控除の制を適用すべきである。

得の著しい過大計算がもたらされる。この収入の計算方法は所得税法の第九条及び第十条の規定からみても疑問がある。

〔注〕生産した現物の価格が生産時点で把握されることは農業に限らず、一般営業においても適用されることではあるが一般営業においては生産期間が短く資本の回転率が速いため、所得年度の間の生産現物の繰越し量は年間生産総量に比して極めて、少部分を占めるのに反して、農業においては、一年の生産期間を要し、特に米は所得年度の末期に当る十月が収穫時期であるから、繰越し現物の部分が年間生産総量の大部分を占める。このために農業においては所得の過大計算が一般営業の場合に比して比較にならない程大きく以上の計算方法から派生する不合理

- (a) 農家の経営内で生産財に充てられる生産物(例えば飼料、種子等)は評価価格で収入と支出に計上されるが、前述の計算方法の結果収入の評価は収穫時の価格により、支出の評価は前年の収穫時の価格によるためにこの間に架空な所得が見積もられている。
- (b) 年間の生産が米だけの単作地帯(関東以北)の農業所得は二毛作地帯のそれに比して不均衡に過大計算となる。
- (c) 所得税法によれば六月に予定申告をなすべき規定になって居り、大蔵省は六月の予定申告を農民に強要しているが、収入評価を収穫時価格による大蔵省の建前を採れば収穫以前には所得はあり得ない筈であるから、この建前は六月予定申告を強要することと矛盾する。

(2) 運用上の欠陥の第二点

反当所得標準率の問題

農業所得の査定に当って、税務署は反当所得標準率を用いているがこの標準率には次の問題がある。

- (a) 標準率を乱用し、農家の申告を標準率に近からしめるよう内面指導することによって民主的な申告納税制の

主旨を没却する傾向が顕著である。

(b) 標準率作成の基準とする調査が疎漏で且つ調査地点が少ない。大蔵省は僅かに二村の調査に基づく標準率範例を地方財務局に示して、地方税務署をしてこれに準拠して地方別の標準率を作らしめているが、地方税務署は独自に調査をしないで、これを模倣する傾向があり、また独自の調査をする場合も調査地点が少い。このため標準率が一律となり、地方の実情に適合しない憾みがあり、これが農家相互間の所得税負担の不均衡を生ずる一原因を成している。

(四) 農家所得合理化対策

- (1) 家族農業従事者の各々に対し基礎控除の制を設けること（税法改正を要す）。
- (2) 農家の生産米のうち翌年度に繰越し販売又は消費される部分は翌所得年度に属せしめること（税法解釈の是正を要す）。なほ、経営内で生産財に供せられる生産物は収支差額を見積らないこと。
- (3) 所得標準率の作成をもっと地帯別に多数の実例に基づいて作成するものとし、標準率を地方の実情に応ずるものとする。

中央の標準率範例作成には農林省を参画せしめること。

- (4) 所得標準率を農家の申告指導に当り強制しないこと。

簿記を記帳しないわが国農家の実情に照らし、申告指導の必要はあるが、この申告指導には標準率について農民代表の意見を十分に尊重し、民主的に問題を処理せしめる制度を設けること。

C 地方税

地方財政はその甚だしい破綻を事業税や住民税や入場税等の財源によって補っているが、これらの財源に乏しい農村財政は各種の物件税が益々多きを加える傾向にあり、更に強制寄附が激増している。

(1) 農業事業税は地方税制に所得税と同じ性格の税目を探り入れていものであるが、住民税と事業税との二重課税となり、負担の過重を表すのみならず現行の事業税では、全国的に見て、地域によって農家間の負担の不均衡を表す点が大切である。よって事業税は所得税と統合して一定の比率を持って所得税徴収額のうちから自制的に地方財政に分与するを可とする。

(2) 物件税は財源の枯渇した農村特に東北、北陸地方に多いが、農業生産手段に対する物件税は特に所得税と二重課税になる性質が強く農業生産力を阻害すること、農家相互間において下層農家の負担が過重となること等の欠陥を持つものであるから、物件税を整理しその創設を抑制すること。

(3) 地租の増額は小作料を高騰せしめ、農地改革の成果を減退せしめる恐れがあるから甚だしい増額をなさざること。

(4) 地方財政は農村財政の占める比重が大きいから、地方財政委員会には農林関係の意見を十分反映し得るような措置を構すること。

二 現行租税体系一覽

a 現行租税体系一覽表

国 税

直接税
 所得税 別紙
 法人税 〔一般法人の普通所得に対する税率一〇〇分の三五
 農業協同組合及びその連合会に対する税率一〇〇分の二五〕
 相続税

間接税
 酒 税
 清涼飲料税
 砂糖消費税
 織物消費税
 揮発油税
 物品税
 他
 取引高税
 有価証券移転税
 の 通 行 税
 そ の 関 税
 噸 税
 印紙収入

b 所得税の明細

所得別

所得の説 明

課 税 標 準

配当所得
 利子所得

公債、社債及び預金の利子並びに合同運用信託の利益
 法人から受ける利益若くは利息の配当又は剰余金の分

その年中の収入

その年中の収入金額からその元本
 を取得するために要した負債の利
 子を控除した金額

配

臨時配当所得

法第五条第一項に規定する利息の配当若くは剰余金の分配又は積立金でなした利益の配当若くは剰余金の分配で株式若くは出資の払込に充てられたもの

その年中の総収入金額の一〇分の五に相当する金額

給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、費用弁償、年金、恩給及び賞与並にこれらの性質を有する給与

その年中の収入金額からその一〇分の二・五に相当する金額を控除した金額

退職所得

一時恩給及び退職給与並にこれらの性質を有する給与

その年中の総収入金額の一〇分の五に相当する金額

山林所得

山林の伐採又は譲渡に因る所得

その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額の一〇分の五に相当する金額

譲渡所得

資産の譲渡による所得

その年中の総収入金額から当該資産の取得価格、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の一〇分の五に相当する金額

一時所得

前各号以外の所得

その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額

収入金額……………その収入すべき金額（金銭以外の物又は権利をもって収入すべき場合においては、当

該物又は権利の価格）

総収入金額……………その収入すべき期金額の合計金額

必要経費……………〔未記載・編者〕

c 基礎控除 個人については、その所得金額から一万五千元

(1) 給与所得者が二人以上ある場合の特例

(2) 給与所得者と事業所得がある場合の特例

(3) 事業所得者が二人以上ある場合には特例なし。

夫々の所得金額から各々一万五千元を控除する。

d 税率

二〇、〇〇〇円未満	二〇%	三〇〇、〇〇〇円以上	五五%
二〇、〇〇〇円以上	二五%	五〇〇、〇〇〇円以上	六〇%
四〇、〇〇〇円以上	三〇%	七〇〇、〇〇〇円以上	六五%
七〇、〇〇〇円以上	三五%	一、〇〇〇、〇〇〇円以上	七〇%
一〇〇、〇〇〇円以上	四〇%	二、〇〇〇、〇〇〇円以上	七五%
一五〇、〇〇〇円以上	四五%	五、〇〇〇、〇〇〇円以上	八〇%
二〇〇、〇〇〇円以上	五〇%		

e 道府県税

道府県民税

地租	土地の所有者に対し、その土地の賃貸価格の一〇〇分の一〇〇(標準)	四月
家屋税	家屋の所有者に対し、その家屋の賃貸価格の一〇〇分の一二五(〃)	五月
事業税	当該事業の前年中の所得の 〔第一種事業税〕……………一〇〇分の七・五 〔第二種事業税(農業、畜産)〕……………一〇〇分の五	八月 一月
特別所得税	農業については除外例あり	免税点 四、八〇〇円
鉱産税	電話加入税	
入場税	電柱税	
酒消費税	不動産取得税	
電気ガス税	木材引取税	
鉱区税	漁業権税	
船舶税	狩猟者税	
自動車税	遊興飲食税	
軌道税	入場税	
庭園税	家畜税	
汽罐税	温泉税	
ミンシソ税	芸妓税	
特別漁業権税	立木伐採税	

原動機税	りんご引取税
牛馬税	その他
都市計画税	水利水益税
市町村税	
法定附加税	金庫税
法定外附加税	屠畜税
	広告税
	接客人税
市町村民税	使用人税
舟税	
自転車税	庭園税
荷車税	ミンソソ税
閑地税	ラジソ税
原動機税	養蜂施設税
犬税	立木伐採税
牛馬税	土地利用税
家畜税	水車税

温泉税
都市計画税
水利地益税

共同施設税

三 農業者納税期一覽

一月 所得税
〔法第三三条の特例のあるものは全額
" のないものは前年既納分の残高

九月 都道府県民税及び市町村民税

十月 所得税 (〔記入なし編者〕)

十一月 事業税及び……(年額の二分の一)

昭和一五 昭和一六 昭和一七 昭和一八〔昭和一九 昭和二〇〕〔昭和二一〕〔昭和二三〕〔昭和二三

地租	8	12	24	72	200
家屋税及び 附加税	7	10	21	46	250
営業税及び 附加税	6	8	15	10	15
不動産取引 及び附加税	2			5	20
	100	100	100	100	100

第二 N・R・Sの提案に係る農家所得の査定及び徴収に対する計画の概要

一 本計画の主目的は、一村内の各農家間の反当収量の差に対して殆ど考慮の払われていない現行の課税の不等等を是正し、農家所得税の支払を季節的な農業所得形態に調整することである。これらの利点の外、本計画は次の利点を持っている。

- (1) 作物の代金と農民の税支払期間のずれを除去する事によって通貨発行の季節的変動を低下させる。
- (2) 秋の作物の支払期間を通じて、農民の浪費を防ぐのに役立つ。
- (3) 農民が秋作物の所得からの無駄な消費を節約する結果、春耕資金の借入時期を遅らせることができる。
- (4) 各年度の第四・四半期間に一般に過重となっている税務署の仕事分散させる。
- (5) 主として、秋作物からの収入に依存している農民に重荷を負はせている六月の第一回の支払をなくする。

二 現行の手續によれば、六月及び十月の分割支払を伴う予定申告及び一月の確定申告の提出を要求している。ここに提案された方法に於ては、税金は、主食及び煙草への支払代金から徴収される。農民の推定正味収入の七〇%以上が源泉徴収される作物からである場合は、六月の申告は要しない。農民が六月に申告を提出しなければならぬときは、農民は、推定税額及び推定源泉徴収額の差額の三分の一だけを支払う。

全農民は、十月の予定申告を提出する。予定申告には、供出割当（補正割当が決定しない時は事前割当）の基礎となる推定生産物から標準パーセンテージの必要経費を控除したものに基づいた総収入の推定額も記入する。

統制外の作物の場合は、可能な限りの各農民の実際の生産資料が収入推定の基礎として使用される。

三 夏作物の供出の際、総供出代金の一定割当が源泉徴収される。

四 十月の予定申告は、秋作物代金に対する源泉徴収の基礎となる。源泉徴収は、以下の何れかの方法によって行われる。

- (1) 供出各俵から一定額を徴収する。徴収額は支払うべき税額及び供出さるべき俵数に基づき各俵毎の控除額を示す表による。
- (2) 一定俵からの総収入額は、税金用として差引かれ、何れの俵が税金支払用にあてられるかは、農家の選択に委ねる。
- (3) 各俵からの収入の一定割合で差引かれ必要俵数からの総収入を徴収する事によって調整する。
- (4) 供出された各俵について一定割合を差引き確定申告で調整する。
- 五 各農民は、納税手帳を備え以下の事項を記入する。

差引かれる税額

各作物の供出割当の数量及び金額

供出及び代金の記録、税金支払の記録

必要経費の記録

六 源泉徴収分の保留は、農民に対する供出代金の支払責任者たる農民指定の農協又は銀行がこれを行う。

七 個人納税手帳による確定申告は、三月一日までに記入すること。粗収入は可能な限り、村役場の証明する現実的生産資料に基づいてこれを計算すること。農家総支出は、個人納税手帳に記入されある実際支出、又は役場乃至農協における各農家の購買記録及びその他の伝票によって証明せられる支出、若しくは各村における納税事務所か、役場又は農業団体の代表者等によって策定せられる支出の標準控除率によって、これを算定してよい。自家消費については、その消費時期における生産者価格を以て、これを計算すること。例えば、一月―九月には消費せられる米の価格は、一〇月―十二月に消費せられる米の価格と異なるべきこと。確定申告は、生産量、供出量、保有量、源泉徴収分、家族数毎に当該関係官吏の証明を受けること。

〔以上〕

出典 昭和二四年度 シャウブ税制使節団提出資料集 その二 大蔵省主税局四七頁―五〇頁

第三 農業所得税の賦課徴収計画概要 (N・R・S提案) に対する意見 (昭和二四・七・二一)

大蔵省主税局

農業所得に対する所得税課税の方法について N・R・S (GHQ・天然資源局) から提案された計画については、

次に述べるような理由により、賛成できない。

第一 農業所得の計算方法

- 一 生産割当数量のみを機械的に所得決定の基礎とし、その他の収入を所得に算入しないことは、所得の公平適実な把握から遠ざかることとなり適当ではない。
- 二 農産物による収入について、現在の収穫年度主義を変更する必要はない。

第二 農業所得の査定

- 一 農業所得の査定に当って、現在の反当所得標準率によらず、実際の収穫高を基礎とすることは賛成であるが、農業所得の最終的決定は、責任ある徴収当局がこれを行うべきである。
- 二 農業所得の標準率の作成に当って、町村長、農業会の代表者等事情精通者からなる委員会に諮問する制度を設けることについて考慮する。
- 三 食糧供出に関する資料等は、所得の算定に際して参考としておられるところであり、今後も一層活用することには賛成であるが、その他の一切の資料を排除することは不適当である。

第三 源泉徴収の方法

農業所得について源泉徴収を行うことは、技術上適当な方法があれば望ましいと考えるが、提案された方法及びこれに代るべき方法について検討したいが、次の理由により適当な方策とは認められない。

一 税額の事前計算が著しく困難且つ煩雑であるばかりでなく、適実な結果を得るかどうかも不明である。従つて、最終的には確定申告に際して更正決定をすることとなる。

二 適実に行われない結果、税額の還付又は追徴を生ずるとすれば、更に手数が煩雑となる。

三 農業所得については正確な所得の捕捉が問題なのであって、現在の制度の下においても、納税は比較的に容易である。なお、農産物の代金支払時期とも見合つて、農業所得については、さきに提案したとおり、申告及び納税の時期を調整するよう改正したい。

四 納税を容易ならしめる方法としては、極めて簡易な方法によつて納税準備預金の制度を一定の方法により、強制することを考慮すべきものと考ええる。

五 源泉徴収による方法については、なお、次のような難点があつて、適当でない。

(1) 供出以外の作物についても、供出代金のうちから源泉徴収することは、供出の際の負担感を重くし、延いては供出を阻害する結果を生ずる。

(2) 二以上の支払者から供出代金の支払を受ける場合にはどう調整するかについて、煩雑な手続を要する。

(3) 主食についても、いづれは甘藷、馬鈴薯等は政府が買上げることが予測されるから、永く、この方法を維持することはできない。

出典 昭和二四年度 シャウプ税制使節団提出資料集 その二 大蔵省主税局 四四頁―四六頁

第四 供出代金源泉徴収案

(GHQ・NRS農林省に対し内示〔昭和二四・七・中旬〕)

指令部〔農林省宛〕内示要綱

- 一、六月・一〇月の予定申告と一月の確定申告を行う現行納税方法を大体基準として主食、煙草に対し源泉課税を行う。
- 一、六月の予定申告は、主食、煙草の予定所得が全予定所得の七割に達しない農家のみが行う。この場合その農家は、予定税額から源泉課税額を差引いた残りの三分の一の税額を支払う。
- 一、一〇月の予定申告は全農家が行い、それに基づいて秋期作（米・甘藷等）供出代金より税額の保留が行われる。
- 一、六月の予定申告を行うと否とにかかわらず、夏期作（麦・馬鈴薯等）供出代金より一定率の金額が納税のために保留される。
- 一、予定申告において課税の対象となすべき所得計算は事前割当生産数量に基づく粗収入より標準とされる必要経費を差引いたものを用い、従来の反当所得標準率を廃止する。この場合統制外作物による所得も合わせて計上される。
- 一、税金の保留は農家が供出代金の支払をうける農業協同組合又は銀行によってなされる。

一、各農家には、源泉課税額作物別供出割当数量及び金額、供出量及び受領代金、納税並びに認められた支出額が記録されている納税手帳が交付される。

一、確定申告は納税手帳により翌年三月一日までになされる。この場合、総収入は村役場で証明された実際の生産高によって計算され、総支出は納税手帳に記録された実際支出額又は村役場、農協における購買記録及び領収証によって、証明される支出、或は税務署、農業団体代表等によって算出された標準支出額を基準として算定される。

一、自家消費の農産物の評価はその消費時期の生産者価格によって査定される。即ち、一月から九月までに消費された飯米は前年の生産者価格により一〇月から十二月までに消費されるべき飯米はその年の生産者価格による。

出典 農業調整委員会全国協議会機関紙・『農友』一四号・昭和二四・八・一五

第五 内示案に対する農林省側の提案（昭和二四・七・一八）

本資料について、シャープ使節団による税制改革をめぐって同使節により総指令部天然資源局を通じ、さる七月中旬農林当局に対し農家所得税改革試案が内示されたが、これに対し、農林省では別項の如き二案を提出した。

〔供出代金源泉徴収改革案〕農林省

第一案 農林省

- 一、農家所得の算定は内示案の主旨によるも、源泉徴収方式をとらないで現行通りとする。
- 二、農家粗収入の算定は、主食については供出割当数量と自家保有数量によって算出すること。
- 三、予定申告の際の必要経費は農業調整委員会、税務署、農業協同組合等の協議によって算定される標準経費率によること。

四、二及び三を法制化すること。

五、納期は二毛作地帯については年二回八月（予定申告）及び一月（確定申告）、一毛作地帯については年一回一月（確定申告）とし、八月の納税額は予定納税額の三分の一とすること。

六、本措置は所得税負担が現状より軽減されることを目的とするものであるから、合せて次の諸点を考慮すること。

- (一) 農家所得の把握が的確に行われることになるので、勤労所得に準ずる控除を行うこと。
- (二) 農業調整委員会の機能を拡充すること。
- (三) 供出割当の厳格な補正の励行。
- (四) 食糧検査員の充実。

第二案

- 一、所得の査定方法は第一案によるとともに徴税方法は左の如き源泉徴収によること。
- (一) 全農家は八月、一〇月の予定申告及び二月の確定申告を行う。
- (二) 主要食糧の全収入がその所得の七割を超える農家については五月における農家の届出に基づき夏作物（麦・馬

鈴薯等)の供出代金に低率の一定割合を乗じた金額を供出代金から源泉徴収すること。この場合は八月の申告は要しない。右以外の農家は現行法による申告を行う。

二、右の方法による源泉徴収を行うか否かは農家の選択によること。但し、源泉徴収を選択しない農家も前記の時期に申告を行う。

三、源泉徴収を選択する農家については特別の控除を考慮すること。

四、第一案の六の考慮をなすこと。

出典 前掲『農友』一四号(昭和二四・八・一五)

第二部 官庁・農業団体の部

第六 農林漁業の課税負担の現状とその改正に関する要望（昭和二四・六）

農 林 省

序

現下の日本経済において国民の税負担が大きくなることは已むを得ないところであるが、農林漁業者に対する税負担の現状は、国民負担の均衡或いは産業政策上の見地から、なお改正すべき必要があると考えられるので、本資料を貴下〔シャウプ使節団〕に提出し、その改善につき特別の御考慮を煩わしたい。

本資料の内容

- 一 日本に於ける農林漁業課税負担の特質
- 二 農林漁業課税負担の現状
- 三 農林漁業課税に関する改正意見

第一 日本における農林漁業課税負担の特質

一 農家課税負担の特質

日本の税制は、戦前より屢次に亘り改革が行はれたが、農工業間の経済発達の跛行に伴い、所得の分布が都鄙間に偏在しているのに対し、国家及び地方公共団体の事務は画的で、而もその経費支出は増大の一途をたどるに至ったため、農民の課税負担は、他に比べて実質的には、常に不均衡となっている。その依つて来た原因は深く、以下、次の様な特質をあげることができる。

(一) 農家所得の規模の零細性

日本の農業経営は、米国の如き大規模農業と異なり、世界的に類例の少い零細規模の過小農経営であり、農家の人口は全人口の約五〇%を占めている。戦後、農家人口の増加に伴い、農業経営の零細化は一層甚だしく一戸当の経営面積は、僅かに平均八反四畝歩約二エーカーにすぎず一ヘクタール未満の農家が約七〇%、一エーカー未満の農家が約四〇%を占めている。従つて、農家所得も亦零細で、農業所得は一九四八年においては国民所得の二〇・五%を占めるが、一戸当の農業所得は僅か約七万円、一般営業所得の約二二万円と比べて極めて小さい。かような小さい農業所得に対し、一戸当扶養人口の多いためその所得は家計を辛じてまかなっているのが実態である。従つて、農家所得が零細であるので、農家の平均課税負担率が一般事業の負担率と同一であっても、実質的に負担が過大となっている。しかも近時における物件税の増大の傾向は所得の増減と無関係に賦課されるので、農業経営の負担を一層大ならしめている。

(二) 農業所得の特性

日本の農業はその経営規模が零細であるばかりでなく、資本的農業と異なり、専ら家族の自家労力に依存する典型的な労働集約経営であり、その所得は、一般企業における如く経営上の利潤率の考えはなく、自家労働の報酬として考えられ、事業所得というよりむしろ勤労所得に近い性質をもっている。日本の農業は尚相当自給的性質が強く、主要食糧の販売農家は総農家戸数の約半数を占めるにすぎず、その現金収入も、所得額の五〇―六〇％しかない。その収穫は年に一回ないし二回であるため、所得獲得の時期が偏在している。これらの農業所得の特性にも拘らず、一般営業と同様な課税取扱をうけるため、種々不合理な結果を来たしている。即ち、(1)家族農業労働従事者は勤労者として取扱はれず、(2)納税は現金によるため、現物所得に対する課税は農家の金銭経済についてはより大きな負担となっている。(3)所得の主要源泉である米の収穫が九月ないし十一月であるため、租税の納期と収入期が一致せず、これらの事情のため、現行租税方式の下では農業負担は実質上不均衡となっている。

(三) 農家所得把握の特性

現在所得の査定については申告制がとられているが、これによって各納税者の所得の正確な把握が困難なので外形標準によるのが実情である。しかし、農家の場合には農業所得が耕地の大小、家畜の多寡等により概ね制約されているため、その所得の把握が極めて厳格となるのに反し、商工業等一般事業所得はその性質上外形標準のみによって把握し難く業者の申告を主とする結果農業所得の把握に比し厳格を欠いている。そのため農家の課税負担は相対的に重くなり、しかも外形標準をとる結果画一的となり、農民相互間においても地域又は経営形態を

異にする場合に負担の不均衡をますおそれが多い。

(四) 地方税の加重とその多様性

日本の地方公共団体の財政支出は、その過半が国の行政的性格を有する経費であり、これらの経費や地方公共団体の経費の増加とその画一化の傾向に対し、国費及び地方費の負担区分は必ずしも合理的ではなく且つ法律上定められる負担区分による経費支弁も励行されていず、又地方府県に対する配付税の配付方法も地方の実情にそはなため、地方公共団体の財政負担が増大するばかりでなく都鄙間における負担も均衡を欠く現状である。その結果財源に乏しい農村府県においては勢い、多種の農業関係地方税を創設賦課することとなり、しかもその多くは農業生産手段に対する課税であるため、却って所得の増減を制約する結果となっている。

(五) 農村公課の増大

日本の農民課税を論ずる場合に度外視し得ないものに公課があり、これが農民負担の特質となっている。学校警察関係の建物の建設及び維持管理費とか、国の税制事務についての部落協議費等は本来国又は地方公共団体が支弁すべきものであるが経費の増嵩に伴い、財政収入でまかない切れなため、その一部もこれら団体が寄附その他の名目で調達しているのであるが、その性質上公租と同一の性格を有している。これら負担は農村において相当な額にのぼり、遥かに都市の負担より重くなっておる。これが租税負担の不均衡と相俟って農家負担を一層不均衡ならしめる傾向を有している。

(六) 財政資金の農業への還流の不均衡

以上ののべてきた如き農民課税負担の特質から、農業全体についていえば、農業所得の国民所得中に占める地

位が相対的に低下する傾向と反対に農業課税負担率は却って高まり、産業間の租税負担の不均衡を増大する結果となっている。しかも農村の負担する租税に対する農林関係の補助金額の割合が戦後急速に低減していることは財政資金として農業に還流する額も他の産業部門に比し必ずしも均衡を保っていないことを示している。かくて課税及び財政投資の産業部門間の配分の不均衡や民間資金の偏在のため、一般的に謂って、日本農村は、戦前、戦後を通し、農村資金の枯渇と課税負担の増大の傾向を内包する情勢におかれている。戦前における日本の工業の急速な発達は、政府の財政的措置を通ずる資本蓄積の強行に負う所大であるが、農民は小作料負担と相俟ってかくの如き資本蓄積の重荷を背負されて来た。戦後農村民主化のため、画期的な農地改革が実施され、農民は重小作料負担から解放されたが租税負担の増加は再び農業所得の貧困をもたらし、農地改革の成果を失わせる懼なしとしない。従って、農業課税負担についてはとりわけ国民経済的見地から農業への資金の還流とその蓄積とを併せ考慮してその適正が図られるべきである。

二 林業及び漁業課税負担の特質

日本における林業及び漁業の経営もその大部分は、極めて零細経営であり、且つ資本主義的企業と異なるため、その課税負担の特質も農業と多くの共通点を有するので、一にのべた点は、林業及び漁業についても同様に留意する必要がある。

第二 農林漁業者の公租公課負担の現況

一 公租公課負担能力の限度について

第1表 農家の租税公課負担状況

(単位：円、%)

項目 年次	農家所得 (A)	同指数	租 税 (B)	同指数	租税公課 計 (C)	同指数	(B) (A) ×100	同指数	(C) (A) ×100	同指数
1930	801	82.5	79	175.6	91	157.7	9.9	190.4	11.4	172.7
31	619	70.8	46	104.5	56	97.1	7.4	142.3	9.0	136.4
32	665	76.1	43	97.7	51	87.9	6.5	125.0	7.7	116.7
33	769	88.0	43	97.7	55	94.8	5.6	107.7	6.6	100.0
34	779	89.1	45	100.0	57	98.3	5.8	111.5	7.3	110.6
35	883	101.0	44	100.0	57	98.3	5.1	98.1	6.5	98.5
36	960	109.8	46	104.5	59	101.7	4.8	92.3	6.1	92.4
37	1,069	122.3	39	88.6	52	89.7	3.6	69.1	4.9	74.2
38	1,146	131.1	34	77.2	44	76.2	3.0	56.7	3.8	57.6
39	1,722	197.0	35	79.5	49	84.5	2.0	38.5	2.8	42.4
40	1,901	217.5	30	66.7	52	89.7	1.6	30.8	2.7	40.9
41	1,793	301.3	31	66.7	56	96.6	1.7	32.7	3.1	47.0
42	2,833	324.2	54	122.4	110	189.7	1.9	36.5	3.9	59.1
43	3,385	387.3	73	165.9	167	289.4	2.2	42.3	4.9	74.2
44	4,093	468.3	125	284.0	227	393.4	3.1	59.6	5.5	83.3
45	14,810	1,694.4	431	957.7	617	1,094.1	2.9	55.4	4.2	63.3
46	40,077	4,585.2	2,821	6,268.8	3,239	5,743.7	7.0	133.8	8.1	122.1
47	102,187	11,691.2	14,091	31,313.0	18,735	33,222.9	13.8	263.8	18.3	276.0

注：1. 「農家経済調査報告」による。但し、1945～47年は統計調査局の仮集計を用う。

2. 農家所得は税引前の所得を示す。

3. 指数は1934～36年平均 [(A)=874, (B)=45, (C)=57]=100

4. 農家平均経営面積は日本総農家については9反未満であるに比して、この調査では1.4～1.5町である。

第2表 農家現金所得に対する租税公課の負担状況

(単位：円)

項目 年次	農家現金 所得 (A)	同 指 数	租税公課 合計 (B)	同 指 数	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	同 指 数
1930						
31						
32	396	77.5	51	87.9	12.9	113.2
33	506	99.0	55	94.8	10.9	95.6
34	440	86.1	57	98.3	13.0	114.0
35	513	100.4	57	98.3	11.1	97.1
36	581	113.7	59	101.7	10.2	89.4
37	659	129.0	52	89.7	7.9	69.3
38	718	140.5	44	77.6	6.3	55.2
39	1,112	217.6	49	84.5	4.4	38.6
40	1,400	274.0	52	89.7	3.7	32.5
41	1,223	239.3	56	96.6	4.6	40.3
42	1,983	388.1	110	189.7	5.5	48.2
43	2,611	511.0	167	286.2	6.4	56.1
44	2,958	578.9	227	893.1	7.7	67.5
45	8,674	1,696.3	617	1,094.1	7.1	62.1
46	23,252	4,547.4	3,239	5,743.7	13.9	121.6
47	63,435	12,405.9	18,735	33,222.9	29.5	258.1

備考 注 第1表注参照

(一) 農家所得と租税公課の負担
 農家経済調査によれば左表附属第一
 表の如く一戸当の農家所得に対する公
 租公課の負担は累年漸増の一途を辿り
 殊に戦後に於て飛躍的に加重せられ、
 一九四七年に於ては農家所得の一八・
 五％を占め米価決定の基準年たる一九
 三四―一九三六年平均を一〇〇とすれ
 ば農家所得は一・六九一であるのに
 対して租税負担額は三一・三一三、公
 課負担は三七・七五五の増加を示し、
 その結果公租公課全体としては三三・
 二二二となっている〔第一表別掲四九
 五頁〕。而も前記の農家所得には自家
 用食糧その他の現物所得をも含むが、
 公租公課は勿論現金納であるために農
 家の現金所得に対しては租税公課の負

第3表 農家の租税公課割合年比

(単位：円)

項目 年次	租 税				公 課		計
	国 税	府 県 税	市 町 村 税	計	産 業 団 体 費	そ の 他	
1930	14(15.4)	28(30.8)	37(40.7)	79(86.9)	8(8.8)	5(4.3)	13(13.1)
31	7(12.5)	18(32.0)	21(37.5)	46(82.0)	5(9.0)	5(9.0)	10(18.0)
32	6(11.5)	17(32.6)	24(38.5)	43(82.0)	5(9.6)	4(7.8)	9(17.4)
33	5(9.3)	17(31.5)	21(38.9)	43(79.7)	6(11.1)	5(9.3)	11(20.3)
34	5(8.8)	17(30.0)	23(40.2)	45(79.0)	6(10.5)	6(10.5)	12(21.0)
35	5(9.2)	16(29.0)	23(41.9)	44(79.7)	6(10.9)	6(9.2)	12(20.1)
36	6(10.1)	16(27.1)	24(40.7)	46(77.9)	7(11.8)	6(10.2)	13(22.1)
37	5(9.6)	13(25.0)	21(40.3)	39(74.9)	7(13.4)	6(11.6)	13(25.1)
38	4(9.1)	10(22.7)	20(45.5)	34(77.3)	5(11.4)	5(11.4)	10(22.7)
39	4(8.2)	10(20.4)	21(42.8)	35(71.4)	7(14.3)	7(14.3)	14(28.6)
40	7(13.5)	7(13.5)	16(30.8)	30(37.8)	12(23.3)	10(18.9)	22(42.2)
41	7(12.5)	7(12.5)	17(30.4)	31(55.4)	13(23.3)	12(23.2)	25(46.4)
42	23(20.9)	6(5.5)	25(22.7)	54(49.1)	23(20.9)	33(30.0)	56(50.9)
43	37(22.1)	8(4.8)	28(16.7)	73(43.7)	32(19.1)	62(37.2)	94(56.3)
44	88(38.7)	9(4.0)	28(12.3)	125(55.0)	38(16.7)	64(28.3)	102(45.0)
45	357(57.8)	18(2.9)	56(9.1)	431(69.8)	76(12.3)	110(17.9)	186(30.2)
46	2,408(74.3)	211(6.5)	202(6.2)	2,821(87.0)	194(6.0)	224(7.0)	618(13.0)
47	12,222(65.2)	771(4.1)	1,095(5.8)	14,091(75.1)	2,227(11.9)	2,417(13.0)	4,644(24.9)

備考 注1. 「農家経済報告」による。但し、1945～47年は統計調査局にて仮集計したものを採用。
 2. 括弧内の数字は当該年次の租税公課合計に対する100分比を示す。

第4表二欠〔編者〕

担はそれだけ重く、現金所得に対する公租公課負担の割合は第二表の如く一九四七年においては二九・五%を占めている〔第二表別掲四九六頁〕。

農家の公租公課の税種別の内容をみれば第三表の如く農家の負担する公租公課中国税は一九三四年に於て僅か八・八%を占めるに過ぎなかったものが、終戦後特に一九四七年においては驚異的に膨脹し六五%を占めている。而もその中一九四三年まで皆無に近かった所得税が六〇%をしめ、農民課税の問題は主として国税特に所得税に在るといっても過言ではない。

次に、我が国農村の生産力の停滞と封建的性格の根源がその高額小作料を特色とする土地制度に在った事は衆知の事実であり、そのためにこそ総指令部指令に基づく農地改革が実施せられて来たのであるが、農地改革による小作料負担軽減は公租公課負担の加重に依って取って代られ農家所得から公租公課及び小作料を控除した實際の農家手取額は殆んど戦前と大差ない状態である〔第三表別掲四九七頁〕。

更に第四として農家余剰及び農家の実質所得の模様を見ると戦時戦後を通ずるインフレーションと食糧の絶対的不足に伴う食糧価格の騰貴によって一時農家の所得は名目的にも実質的にも好転し農家余剰は漸増するかに見えたが戦後は一方に於いてはインフレーションの昂進、農産物価格と鉱工業物価格のシェーレの拡大と他方に於ける農産物供賃制度の強化は農業課税の徴収強化と相俟って農家の税引実質所得を減退せしめ、農家生計費調査によれば一九四七年以後においては当該年度の収入だけでは公租公課を支払うと辛うじて生計を維持し得るに過ぎない現況である。

斯る状況では農業に於ける資本蓄積は殆ど困難であり、生活水準もまた実質的に低下して居ると見ても過言で

第5表 農家生計費調査

(単位：円)

項目 年次	収 入		支 出				農家所得	農家余剰	
	農家収入	農外収入	計	経営費	租税公課	家計費			計
1937	1,371.44	212.63	1,584.07	518.01	38.31	786.25	1,342.57	1,027.75	241.50
46	29,005.95	3,768.34	32,774.29	5,920.23	1,038.90	20,886.22	27,845.35	25,815.16	4,128.94
47	53,854.75	6,161.49	60,017.14	12,803.66	3,831.02	46,502.40	63,136.08	43,383.46	3,118.74
48	138,846.95	15,590.19	154,437.14	25,078.58	17,218.43	109,969.51	152,266.52	112,140.33	2,170.82

〔備考〕

- 注：1. 「農家所得家計費調査」及び「農家生計費調査」による。
 2. 農家所得は税引後。
 3. 農家余剰＝農家所得－家計費

第6表 農家の生活水準

項目 年次	東京卸売物価指数 10品目(公定指数)		農家物価調査 同換算	農家物価調査 家計用品	農家生計費 物価指数	農家生計費指数	実施生計費
	農産	物産					
1937	130.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
46	1,290.1	990.1	5,253.2	3,121.6	3,121.6	2,656.4	85.1
47	4,696.1	3,604.1	16,701.7	10,152.9	10,152.9	5,914.4	58.3
48	13,802.2	10,592.6	37,389.6	23,991.1	23,991.1	13,986.6	58.3

〔備考〕

- 注：1. 東京卸売物価指数は日銀調。
 2. 農村物価調査は全農調。

第7表 国民所得における農林漁業の地位

(単位：億円)

項目 年次	国民所得					
	合計	農業	漁業	農林漁業	その他	他
1932	143 (100)%	19.4 (13.6)%	2.1 (1.5)%	21.5 (15.0)%	121.5 (85.0)%	100.0
36	152 (100)	22.7 (14.9)	2.4 (1.6)	25.1 (16.5)	126.7 (83.5)	104.4
37	177 (100)	26.4 (14.9)	2.6 (1.5)	29.0 (16.4)	134.9 (83.6)	121.8
38	203 (100)	30.0 (14.8)	3.0 (1.5)	33.0 (16.3)	153.5 (83.7)	139.9
39	259 (100)	49.2 (19.0)	6.6 (2.5)	55.8 (21.5)	203.2 (78.5)	167.2
40	29.8 (100)	47.9 (16.1)	7.6 (2.6)	55.1 (18.6)	242.5 (81.4)	199.6
46	3,034 (100)	890.0 (29.3)	101.0 (3.3)	991.0 (32.7)	2,043.0 (67.3)	1,681.4
47	9,151 (100)	2,517.0 (27.5)	174.0 (1.9)	2,691.0 (29.4)	6,460.0 (70.6)	5,316.9
48	21,173 (100)	5,150.0 (24.3)	312.0 (1.5)	5,462.0 (25.8)	15,711.0 (74.2)	12,930.9

〔備考〕

注：安本国民所得調査室推定の分配国民所得による。

第8表 国民所得と所得税

(単位：国民所得 億円
所得税 千円)

項目 年次	農 林 漁 業			そ の 他			指 数 (1935年=100)			
	国民所得 (a)	所 得 税 (b)	$\frac{(b)}{(a)} \times 100$	国民所得 (a')	所 得 税 (b')	$\frac{(b')}{(a')} \times 100$	(a)	(b)	(a')	(b')
1935	21.5	8,434	0.4	121.5	221,944	1.8	100	100	100	100
36	25.1	11,431	0.5	126.9	267,201	2.1	117	136	104	120
37	29.0	21,163	0.7	148.0	461,347	3.1	135	251	122	208
38	33.0	37,192	1.1	170.0	698,221	4.1	153	441	140	315
39	55.8	43,481	0.8	203.2	849,224	4.2	260	516	167	383
40	55.5	130,730	2.4	242.5	1,369,407	5.6	258	1,550	200	617
46	991.0	8,829,048	8.9	2,043.0	20,098,614	9.8	4,609	104,684	1,681	9,056
47	2,691.0	35,100,000	13.0	6,460.0	88,702,000	13.7	12,516	416,173	5,317	39,966

〔備考〕注1. 国民所得は、第6表の注と同一典拠による。

2. 所得税は課税所得割合により推定せるもの。

第9表 個人業主所得中における農林漁業の地位

項目 年次	個人業種所得合計			農 林 漁 業			そ の 他		
	金 額 (a)+(b)	同 指 数	%	金 額 (a)	同 指 数	%	金 額 (b)	同 指 数	%
1935	48.1	100	100.0	21.5	100	44.7	26.6	100	55.3
36	52.8	110	100.0	25.1	116	47.5	27.7	104	52.5
37	58.7	122	100.0	29.0	135	49.4	29.7	112	50.6
38	66.5	138	100.0	33.0	153	49.6	35.5	126	50.4
39	97.0	202	100.0	55.8	260	57.5	41.2	155	42.5
40	105.9	220	100.0	55.5	258	52.1	50.4	189	47.9
46	1,959.8	4,072	100.0	857.0	3,985	43.8	1,101.8	4,142	56.2
47	5,866.6	12,197	100.0	2,327.8	10,827	39.7	3,538.8	13,304	60.3
48	12,177.9	25,318	100.0	4,782.8	22,246	29.3	7,395.1	27,801	70.7

〔備考〕注：第6表と図-1の典拠による。

はない。

以上の諸点から見て農家に対する公租公課の負担は既にその担税能力の限界を超えていると考えられる〔第四、五表別掲四九九頁〕。

二 租税公課負担の均衡について

国民所得中に於ける農業の地位の推移を見るに第六表〔別掲四九九頁〕における如く戦後における鉱工業生産水準の低落に伴い農業所得は戦前に比し相対的には上昇し、此に伴って所得税の負担率も増加しているが、第八表〔別掲五〇一頁〕によれば比率が必ずしも所得の上昇に比例せず、農業者に重くなっていることを示している。〔第七表別掲五〇〇頁〕。

尚、農業者相互間においても後述の如く公租公課の負担は業態別、地域別並びに経営規模別に不均衡を生じている。

三 地方税及び公課負担の概況

地方税乃至公課の負担の対国税比率は減少したが総体額に於て農家の負担は依然として重く而も地域的にも不均衡であるため農家の納税心理乃至生産意欲を阻害している。

(イ) 地方税の種目の多様性

地方税法は法定独立税として、可成詳細に税種目を網羅しているが、法定外独立税を自由に賦課する権限を地方自治団体に賦与している。そのため地方財政の窮乏の結果前出表（第九表）〔別掲五〇一頁〕に見る如く各種の法定外独立税が新設され、農業者が負担すると思はれる税種目だけを取って見ても約三十種目に上っていると共

第11表 地方別農家一戸当、地方税及公課負担状況

(単位：円)

区 分	税目別	府 県 税			
		府	県	税	
北 海 道		679	(103.3)	967 (145.6)	2,495 (149.2)
積 雪 農 業 区		828	(110.7)	699 (105.3)	2,044 (122.2)
東 部 農 工 区		544	(82.8)	595 (89.6)	924 (55.3)
西 部 農 工 区		605	(92.8)	594 (89.5)	2,417 (144.6)
西 南 農 工 区		789	(119.8)	774 (116.6)	1,683 (100.7)
全 国 平 均		657	(100.0)	664 (100.0)	1,672 (100.0)

- 註1. 官房調査課にて仮集計した1947年度農家経済調査による。
 2. 括弧内の数字は、全国平均100とした各地方の指数を示す。
 3. 積雪農業区とは、東北・北陸・山陰及び長野
 東部農工区とは、関東・東海・山梨及び岐阜
 西部農工区とは、近畿・中国・及び福岡
 西南農業区とは、四国及福岡を除く九州を意味する。

第12表 府県別法定外独立税賦課状況 (1948年3月現在)

府 県 名	賦課件数	府 県 名	賦課件数	府 県 名	賦課件数
北 海 道	5	石 川	2	岡 山	4
青 森	6	福 井	3	岡 広 島	1
岩 手	5	山 梨	2	山 口	2
宮 城	1	長 野	6	山 徳 島	4
秋 田	1	岐 阜	5	香 川	2
山 形	8	静 岡	5	愛 媛	6
福 島	3	愛 知	2	高 知	3
茨 城		三 重	4	福 岡	8
栃 木	7	滋 賀	3	佐 賀	2
群 馬	2	京 都		長 崎	4
埼 玉	2	大 阪		熊 本	6
千 葉		兵 庫		大 分	
東 京	1	奈 良	1	宮 崎	3
神 奈 川	4	和 歌 山	3	鹿 児 島	7
新 潟	6	鳥 取	1		
富 山	1	島 根	3		

に、地域的に見て都鄙間にいちじるしい繁困の差がある。此のことは一方に於て地方財源の枯渇状況を示すものであるが、又徴税事務費が多く課税効率の少ない地方税の不合理性を示すものである。

(ロ) 地方税における生産手段に対する課税とその重複状況

地租、家屋税に対する課税は論外としても生産手段に対する税目は第九表にみる如く法定税の船舶税、漁業権税、舟税、荷車税等を初として法定外独立税の牛馬税、土地利用税、炭竈税その他各種農機具税等極めて多岐に亘り更にその重複性について言へば綜合所得税は別としても土地に対する地租、土地利用税、各種作物税或は牛馬に対する出産税、牛馬税、牛馬取得税等の如く同一課税物件に対し重複している実情である。

(ハ) 地方自治団体の課税権の独立と地域的不均衡

戦後における地方自治団体の経費の増加に伴い勢い地方府県では主要産業である農林漁業負担が加重せられることとなるが、その加重の程度は第十表〔別掲五〇三頁〕にみる如く所得分布状況の如何により地域によって著しい差異がある。例えば第十一表〔別掲五〇四頁〕にみる如く財源の枯渇している北海道等においては牛馬税、土地利用税、家畜税、電動機税、養蜂施設税等多数の税目が賦課せられているが財源の比較的豊かな都市地帯ではかかる税目は殆ど起されず又法定独立税については船舶の所有に関する課税を見ても標準賦課率に関する制限はなく熊本に於ける屯当三元乃至五元、大分の屯当り二〇元乃至三〇元、宮崎の一隻当一五〇〇元及び二〇屯超過分についての屯当五〇円の如き賦課状況である。

(ニ) 公租公課の賦課状況

農家の公課負担が、公租公課負担総額に占める割合は、第三表〔別掲四九七頁〕の如く一九三〇年に於て一三

第13表 農家租税公課負担の累年増加率

(基準年次1934~36年平均=100.0)

項目 年次	租 税				公 課		
	国 税	府 県 税	市町村税	計	産業団体費	そ の 他	計
1930	220	135	121	134	116	50	83
31	140	113	91	104	83	83	83
32	120	106	87	97	83	66	75
33	100	106	91	97	100	83	91
34	100	106	100	102	100	100	100
35	100	100	100	100	100	83	91
36	120	100	104	104	116	100	108
37	100	51	91	88	116	100	108
38	80	63	87	77	83	83	83
39	80	63	91	79	116	116	116
40	140	38	70	65	200	166	183
41	140	44	73	70	216	200	208
42	260	38	108	122	383	549	466
43	740	50	121	165	533	1,032	783
44	1,760	56	121	284	633	11,066	850
45	6,735	110	240	957	1,200	18,332	1,512
46	45,431	1,294	867	6,269	3,064	37,332	3,398
47	230,592	4,748	699	31,313	35,180	40,281	37,755

注 第3表と同一典拠による。従って、1945~47年は統計調査局の仮集計である。

・ 一%を占めていたものが、漸次増大して戦時中約四〇%乃至五〇%を占め、戦後殊に一九四七年においては、租税特に国税の飛躍的増大に伴って約二五%に低下しているけれども、府県税の四・一%、市町村税の五・八%を超える事遙かに大なるものがあり、今一九三〇年に對する増加割合を見るに府県税二七倍、市町村税二九倍に對し、公課負担は三五七倍を示している。

右の如く、公課負担額が地方税より増加率が高くなっていることは、地方財政窮乏の為地方公共団体の直接経費又は補助金削減のために、公課負担によって行はるべき事業が増大していることを示している。この傾向は、一九四八年度以降警察及び教育事務の地方移譲に伴い、殊

にその施設費の不足が種々寄付の名目で徴収されているので一層増大するであろう。

尚その賦課徴収方法は多くは人頭割反別割の方式によっているので、その負担は不均衡となり、地域的に見ても第十表〔別掲五〇三頁〕の如く農業地帯に於て重く、都市的府県に於て軽い。例えば、関東と東北と対比して見ると第十三表〔別掲五〇六頁〕の如く総金額に於ても農家所得に対する割合に於ても共に関東が軽く又北陸と九州を対比すれば、圧倒的に前者が重くなっている〔第十二表五〇四頁〕。

又、各産業別の公課負担についても、次表〔第十四表〕〔別掲五〇八頁〕について見る如く農業者に重く都市販売業者の公課負担と対比した場合、農業地の販売業者は同等ないし一・七倍であるに反して農家は、約一・五乃至五倍の公課を負担し、それが、特に自作〔農〕及び土地所有者に集中している傾向が判然と示されている〔第十五表別掲五〇八頁〕。

四 林業及び漁業に於ける公租公課負担状況

わが国林業経営は、極めて零細であつて、一九四六年調査の農林統計によれば、一所有者当平均所有面積二・二八町であり、しかも、一町未満の所有者数は総所有者数の七二・六%を示して居る現状である。漁業についても、その経営は零細で一九四七年の水産業基本調査によれば、漁業経営者総数中家族経営によるものが九〇%を占めて居る。従つてこれらの者の所得の零細性については、以上農家についてのべた所と略同様の事が言ひ得ると思はれる。国民所得中に占める林業及び水産業の地位並びにその所得税負担状況を見ると、次表付属第十五表〔別掲五〇八頁〕の如く、その実質所得は累年遞減しつつあるに拘らず、その負担額は増大しつつある。

第14表 地方別農家公課負担状況

(単位：円)

区 分	農 家 所 得 (A)	公 課 (B)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備 考
東 北	96,382	1,151	1.2%	
関 東	81,363	810	1.0	
北 陸	107,436	2,380	2.2	
東 山	99,276	1,084	1.1	
東 海	103,918	2,052	2.0	
近 畿	99,231	2,665	2.7	
中 国	109,687	893	0.8	
四 国	115,737	2,626	2.3	
九 州	124,859	466	0.4	
全国平均	104,574	1,749	1.7	

注 1947年度農家経済調査を官房調査課にて仮集計したものをを用う。

第15表 農業者及販売業者の公課負担の対比

所得階 層 別	農 村				都 市	備 考
	地 主	自 作 農	小 作 農	販売業者	販売業者	
500	500.0	283.3	233.3	100.0	100.0	
1,000	366.7	166.7	83.3	133.0	100.0	
1,500	475.0	275.0	100.0	175.0	100.0	
2,000	475.0	175.0	100.0	175.0	100.0	
3,000	340.0	140.0	40.0	80.0	100.0	
5,000	466.7	200.0	66.7	166.7	100.0	
10,000	315.0	125.0	75.0	—	100.0	
20,000	100.0	133.3	—	—	100.0	

注 1. 都市販売業者を100とした場合の農村住民の公課負担の割合
 2. 全農調1945年度の「地主、農業者及営業者の租税公課負担調査」による。

(1) 農林漁業の国民所得

第16表 農林漁業の国民所得と所得税の割合

項目 年次	総国民所得 (A)	農業国民所得 (B)	比率 $\frac{(B)}{(A)}$	林業国民所得 (C)	比率 $\frac{(C)}{(A)}$	漁業国民所得 (D)	比率 $\frac{(D)}{(A)}$	農林漁業 国民所得 (B)+(C)+(D)	比率 $\frac{(B)+(C)+(D)}{(A)}$
1945	303,400	78,536	25.2	5,278	1.7	3,886	1.3	85,700	28.2
46	915,100	207,419	22.6	18,509	2.0	6,767	0.7	232,776	25.3
47	2,117,300	433,779	20.5	32,188	1.0	12,313	0.6	478,280	22.1

注：前掲安本調個人業主所得による。

(2) 農林漁業の所得税負担割合

項目 年次	所得税総額 (A)	農業所得税額 (B)	比率 $\frac{(B)}{(A)}$	林業所得税額 (C)	比率 $\frac{(C)}{(A)}$	漁業所得税額 (D)	比率 $\frac{(D)}{(A)}$	農林漁業所得 税額 (B)+(C)+(D)	比率 $\frac{(B)+(C)+(D)}{(A)}$
1945	4,034,880 (16,409,657)	584,905 (4,915,882)	14.5	60,105 (87,558)	1.5	47,977 (960,387)	1.2	692,987 (5,963,927)	17.2
46	28,927,662	7,417,206	25.6	123,323	0.4	1,288,519	4.5	8,829,984	30.5
47	123,802,000	31,400,790	25.4	500,000	0.4	3,200,000	2.6	3,510,000	28.3

注：所得税は課税所得割合により推定したもの、但し、1947年の農業所得税は大蔵省主税局推定のものを用う。

第17表 (A) 農林漁業直接国税総額と農林水産業に対する生産的補助金
(単位：100万円)

区 分 \ 年 度	1941	1946	1947	1948
(A)農林漁業負担直接国税額	160	8,829	35,100	
(B)農林漁業に対する生産的補助金	135	2,242	3,281	11,305
(B)の(A)に対する比率 (B)/(A)×100	84%	25%	9%	

注：1. 直接国税は、所得税のみ。
2. 補助金は予算及び決算書による。

(B) 農業・林業及び漁業の所得税と各業態に対する生産的補助金
(単位：100万円)

区分 業態別	年 度 税・補助・比別区分	1941	1946	1947	1948
		(A)所 得 税 額	112	7,417	31,400
農 業	(B)生産的補助金	111	1,974	2,642	8,659
	(B)/(A)×100	99%	26%	8%	23%
	(A)所 得 税 額	12	123	500	
林 業	(B)生産的補助金	18	210	499	2,115
	(B)/(A)×100	150%	100%	99%	
	(A)所 得 税 額	36	1,289	3,200	
漁 業	(B)生産的補助金	6	58	140	531
	(B)/(A)×100	16%	4%	4%	

注1. 所得税額は前掲と同様に推算
2. 補助金は予算及び決算書による。

五 農林漁業部門に於ける財政資金の循環状況

農林漁業部門に於ける財政資金の還流状況を見ると、付屬第十六表〔別掲五〇九頁〕に見るが如く、特に戦後に於て租税負担は飛躍的に増大しているにも拘らず、農林漁業部門に対する政府支出は低下している現況である。

第三 農林漁業課税の合理化に関する意見

一 一般的改政意見

(一) わが国民の租税負担が一般的に過重であり、特に第一、第二、にのべた如く、農林漁業に対する課税が税法に於て又事業の性質から、その徴収の技術的及び實際的の面に於て他の一般国民に比し過重となる現況に鑑み、負担の均衡の見地から税法及び之が徴収方法に関し、国税特に所得税制の改善を必要と考える。

特に現在の税制においては、農家は一般事業者と同一に営業者として取扱はれているが我国農家は既述の如く(1)極めて零細規模で(2)農家労働の大部分は家族労働であり(3)又農家収入の大部分を占める主要食糧に関しては公定価格による税制供出制度が実施せられているため農家所得額も亦少額である。此等の点から考えて果実栽培業者等一部の高額所得者等を除いては、全て勤労者と同等の取扱いをなすよう、国税及び地方税の改正をする必要がある。

(二) 税制は単に国民負担の均衡という理論だけでなく、同時に産業の振興、国民経済の改善に役立つという目的をも加味して樹てられるべきものと考えるのであるが、此の見地からすれば、現下我国の食糧事情に鑑み特に食糧の供出、増産対策上課税対策を考慮する必要があると考える。

(三) 地方自治の強化ということが本来国の事務であるべきものを地方事務とせられ、又は地方税源の拡張という形で主張されることには我々は反対である。

国民の富は地方的に見て著しく偏在している実情に鑑み、国民として均しく享受すべき施設（教育、警察の如きはその尤も顕著なものである。）に付てはできる限り広い範囲に之を国の事業とし国の負担に於て之を行ひ之が税負担は全国民がその担税力に応じて負担すべきものである。

地方事務を拡大し、之が税源を地方に与えるという方法は大都市を有する府県に負担を軽くし農村地方の負担を重くするものである。

(四) 右の如き基本的観点に基き左の如く現行農林漁業税制を改正することが至当であると考える。

二 国税についての改正意見

(一) 所得税負担額の軽減を図ること。

農民の租税公課負担は現在すでに絶対な限界に達し、他産業部門との負担も亦不均衡となっているので、所得税負担の一般的な軽減を図ると共に左の事項について改善を図ること。

(1) 農家の家族農業従事者各人について基礎控除の制を認めると共に勤労控除に準ずる控除を認める法を改正すること。

(理由) 現行所得税法では勤労者について勤労控除を認める外（所得税法第九条第一項第四号）勤労所得を有する者が同一世帯に二人以上ある場合や勤労所得を有する者と事業所得を有する者がある場合には、夫々の者につき基礎控除の制度を認める立前をとっている（所得税法第十二条第五項、第六項）。しかるに、日本の農

業経営の実情は、殆ど家族労働力のみを基礎とした典型的な家族労働経営であるから、農業所得は実質的に家族農業従事者の勤労所得を総合したものと見るべきであるにも拘らず他の事業所得と全く同じ取扱いがなされ経営主一人について基礎控除が認められるだけで他の家族農業従事者については全然控除が認められていない（所得税法第九条第一項第九号、第十二条）。従って農業所得課税については、勤労所得の場合におけると同様、農家の経営主の他家族農業従事者等それぞれについても、基礎控除すると共に勤労控除に準ずる控除を認める様現行所得税法を改正することが至当である。

(2) 農業用の固定資本の減価償却の適正を図ること。

(理由) 現在農業用固定資本償却は所得原価主義を採用しているのでインフレの現状においては著しく不合理であるからこれを適正にする必要がある。

(3) 納期を農家の収入時期と適合させるよう所得税法を改正すること。

(理由) 農業収入の時期は極めて季節的であり且つ収入の主要源泉たる主要食糧については供出制度によってその販売時期が定められているから現在の年三回の納期は農家の収入期に必ずしも適合しない。

現在納期の特例（所得税法第三十三条）が認められているが尚不十分であるので、農業所得の納期を一毛作地帯については年一回（一月）多毛作地帯については年二回（八月及び一月）とするよう所得税法を改正する必要がある。

(4) 所得税法の運用上左の諸点について課税の合理化を図ること。

(イ) 課税所得の把握を適正にすること。

(理由) 農業所得の査定に当たって税務署は、反当所得標準率を作成し、それを以て農民の所得申告の内面的指導をし、且つ所得査定基準に用いている。標準率を所得査定基準に用いることは現状において已むを得ないが、農民の申告指導に利用することは申告制度本来の趣旨に反する。標準率の作成については、現在簡単且つ少数の調査資料に基づいて作られた標準率が画一的に適用され、地方の実情を十分に反映せず、その結果地帯別や業態別、経営規模別に農家相互間の不均衡を生ずる原因となっている。従って、課税所得の把握を適正にするため標準率の作成は地帯別、従って規模別の豊富な調査資料に基づき、且つ、地方の農業専門家や農民又は関係官庁の意見を参酌して作成することが必要である。

(四) 農業所得税の徴収の適正を図り、民主的に問題を処理するため農民代表、民間有識者を以て構成した諮問委員会を設けること。

(理由) 現在の農業所得税の不適正は、反当所得標準率の作成の外納税義務者の申告に対する審査若しくは訴訟の裁決等(同法第四十八条ないし第五十一条)がすべて徴税機関の一方的意思により行われることに起因するところが多い。従って徴税機関の所得調査や諸決定につき農業者団体の代表や民間有識者を以て構成する諮問機関を設置し、その審議をへて問題を処理することが所得税負担の適正化を期する上に必要である。

(二) 林業の課税所得の算定については、インフレを考慮した必要経費の算定を行い、再生産を保障するよう考慮すること。

(理由) 林業については生産期間が長期で、三十年乃至四十年に及ぶことが通常である。従って生産期間の初

期と末期とでは必要経費の名目課価格は著しい差があり、インフレ下においては初期の必要経費は著しく低い。現在山林所得は一時所得と同様に課税標準は十分の五の控除（所得税法第九条第一項第六号）を受けているが、その所得では到底再植林を行うことができないので、再植林費を考慮して課税所得を算定すべきである。因に従来は所得の五分の一に一般税率を適用して得た金額の五倍をその課税額とし、累進税率の緩和がはかられた。

(三) 漁業の課税所得の算定については、累進税率の軽減をはかるよう所得税法を改正すること。

(理由) 漁業収入はその性質上年度によって著しい偏差があり、漁業者は豊漁の年の所得の一部をリザーブして不漁の年の支出に備えるのが通例であるが、豊漁の年は現行所得税法上の高い累進税率により所得の大半が課税され、不漁の年の生産資金の調達が不可能な状態にある。従って豊凶の激しい漁業については、戦前においては三ヶ年平均の所得額をもって課税所得とされていたが、例えば、従前の山林所得に対する課税方法に準ずる等何らかの軽減の方法をとる必要がある。

(四) 産業政策上左の諸点につき課税上の改善をすること。

(1) 主食の供出に伴う諸種償却金について免税とすること。

(理由) 主食の供出については食糧需給調整上最大限の供出を確保する必要がある現状に鑑み、供出は最大限に強化する措置がとられているに拘らず税制においては農家が多量に供出するに依じて累進的に課税せられ、農家の供出意欲を阻害しているので、供出に伴う諸種の報償金については、免税とする必要がある。

(2) 農業災害補償法に基づき支払われる共済金や農家に対する国又は地方公共団体の補助金については免税とす

ること。

(理由) 農家に支給される共済金や、補助金は産業政策上農家の経済負担の一部を補填する目的で給されるのであるから、これに対しては課税免除と同等の取扱いをすることが必要である。

三 地方税についての改正意見

(一) 国家事務と地方事務の区分を再調整し、国家事務に関しては国費で負担すること。

(理由) 現在地方財政法(第九条)によれば、警察及び教育に関する事務等は地方の事務とせられているが、これらは本来国民の均しく享受すべき施設であるから、入場税(「地方税の一部」)を国税に改め、国費の負担にてこれを行うよう地方財政法を改正すると共に、国及び地方の負担となる経費については地方財政法の厳格なる励行をはかるべきである。

(二) 農村に対する配付税を増加すること。

(理由) 都市と農村においては、税源が極めて偏在しているから一層これが調整をはかるため酒税専売益金等を地方配付税の財源に加えると共にその配付基準に関しては財源の乏しい農村地方の財政需要に即応するよう改正すべきである。

(三) 第二種事業税を廃止すること。

(理由) 事業税は(1)原始産業者を他の商工業者と同じく事業者と見なし(地方税法第六十三条)、(2)その実質は所得税と同じ性格であり、(3)住民税とも二重課税となっているから、第二種事業税を廃止し、住民税を所得税的に改組してこれと統合することが適当である。

(四) 税目を整理し、農林漁業生産手段に対する物件税を禁止すると共に地方税の賦課に関しては農村漁業政策との調整の措置を講ずること。

(理由) 地方税の税目は極めて多岐に亘り、同一税源に対し、重複課税となっているが、とくに農林漁業生産手段に対する物件税は事業税と重複課税となる性質が強い。従つてこの際地方税の税目を大幅に整理し、課税標準率については嚴重なる規制を設けると共に特定の生産手段に対する物件税例えば法定外独立税舟税、荷車税、法定独立税中牛馬税、各農機具税、土地利用税、水車税、炭窯税の創設は法律により禁止することが必要である。なお、地方税の賦課に関しては農林漁業政策と密接な関係があるので農林関係当面の意見を充分反映しうる措置をとる必要がある。

(五) 地租の増徴は抑制すること。

(理由) 地租の税率は現在賃貸価格の百分の五百になっているが、その増徴は、直ちに小作料及び地価に影響し農地改革の成果を不十分ならしめるものと考えられるからその増徴を抑制すると共にこれと同一の結果をもたらす土地利用税等の創設はこれを行わないことが必要である。

(六) 地方団体における強制寄付を統制すること。

(理由) 本来国又は地方団体の負担すべき施設費を強制寄付等の形でまかなうことは誠に抑制される様な措置を講ずると共にかかる施設費に対しては合理的な財源の配慮をなすことが必要である。

〔以上〕

第七 現行税制改革に関する意見（昭和二四・六）

農業復興會議

まえがき

太平洋戦争終結後一兩年のあいだは、日本の農村は、かつてないほどのインフレーション景気のうちにあった。もちろん戦争は、工業ほどではないにしても、農業にも打撃と破壊とをもたらし、農業生産も一九四五年には、戦前の六〇%ほどに低下したのであるから、この農村の好景気というのも、けっして農業が繁栄した結果であるとはいえない。けれども、戦後のいちじるしい食糧不足にもなる農産物価格の騰貴と、一時的な統制の弛緩とは、農村の貨幣収入をいちじるしく増加せしめ、他の国民のすべてが饑餓と困窮とにあえいでいたときに、農村のみは比較的高い生活水準を維持し、なおある程度の貨幣の蓄積や生産資材の拡充もなすような状態にあったことは否定できない。しかし、このような農村の好況はけっして長くはつゞかなかつた。おそくとも一九四七年の夏頃からは、農村の好況は下り坂に入り、とくに四七年末から四八年にかけての所得税の徴収を一つの転期として、日本の農村は一転して不況の底に沈むこととなった。すでに四七年頃から、供出報奨用の酒や煙草や銘仙などを購入し得ない農家が、とくに水田単作地帯にあらわれはじめたことが報いられていたが、四八年の春には、春肥その他の生産資材を購

第1表 理由別耕作放棄状況(1948年)

放棄の態様	放棄の理由区分		税金の過重	供出及税金の過重	小計	供出の過重	災害	その他	計
	戸数	面積(町)							
耕作放棄による 耕地の荒廃した もの	戸 面積 (町)	数	315 (1.3)	3,027 (12.2)	3,342 (13.5)	1,096 (4.4)	16,180 (65.4)	4,117 (16.7)	24,735 (100.0)
		田	20.0	225.8	245.8	145.7	1,707.6	230.6	2,329.7
		畑	119.1	176.0	295.1	117.0	432.1	351.2	1,195.4
		計	139.1 (3.9)	401.8 (11.4)	540.9 (15.3)	262.7 (7.5)	2,139.7 (60.7)	581.8 (16.5)	3,525.1 (100.0)
耕作放棄を他の ものによって継 承されたもの	戸 面積 (町)	数	370 (4.0)	4,927 (53.1)	5,297 (57.1)	1,504 (16.2)	319 (3.4)	2,158 (23.3)	9,278 (100.0)
		田	30.0	534.3	564.9	2,498.0	54.3	240.3	1,109.3
		畑	97.2	221.5	318.7	127.1	60.2	119.5	625.5
		計	127.8 (7.4)	755.8 (43.6)	883.6 (51.0)	376.9 (21.7)	114.5 (6.6)	359.8 (20.7)	1,734.8 (100.0)

農林省農地部1948年における耕作放棄状況調査による。

えない農家が広汎に発生した。

政府はこの事態に対処するために、農業手形制度を設け、秋の供米代金を担保として資金の前貸をおこなうことにしたのであるが、この手形のうち農林中金で割引いたものだけでも四八年九月末で二五億円余にたっている。そして四八年には、また農家の娘の身売りがおこなわれはじめたことさえ新聞に報じられたのである。

このようにこゝ一兩年の間に日本の農村の窮乏をもたらしした原因はどこにあるのであらうか。それはむろん数えたであるが、それならば一体このような農村の窮乏をもたらしした原因はどこにあるのであらうか。それはむろん数えたければ幾つも存在するであらう。けれども多くの人の一致した見解として、この窮乏との原因を次の二点に求めることはけつして不当ではない。すなわちその第一は、農産物の主要部分が供出制度によって統制の枠に入っているが、この農産物の公定価格はきわめて低くおさえられている。もちろん農産物の公定価格はいとおうパリティー・システムによって算定されているわけであるが、それには自由乃至ヤミ価格による購入品が加えられていないために、農家の購入品の実効価格とのあいだには、いちじるしいシエールが生じている。そしてこのシエールは、たとへ農産物の一部をヤミ乃至自由価格で販売したとしてもうづめえないほどに大きい。これは特に、主食栽培を主とする単作乃至二毛作地帯においていちじるしい事実であるが、その他の地帯でも傾向は同一と考えてよい。そして第二には、このように農民は価格関係において不利であるにもかかわらず過重な租税負担を負わされている。その詳細についてはのちに述べるが、日本のように零細経営の農家が圧倒的に多く、しかも農家経済の三〇―四〇％に自然経済を残しているような場合には、租税負担が多少でも過重であることは、大きな苦痛を与へるものであることは忘れてはならないであらう。農林省の最近の調査によれば、一九四八年において全国で耕作を放棄した農家は第一表〔別掲五一―一九頁〕

のごとくなっている。

すなわち、耕作放棄は戸数において三万四千戸余り（農家総数の〇・五八％）、面積において五、二六〇町（耕作総数の〇・一五％）である。もちろんその数は大して大きくないが、しかし現在のように農村に過剰人口が推積しており、耕地の不足がいちじるしいさいに、なお、かつ耕作放棄がおこなわれることは、けっして軽視してよい問題ではない。しかもその放棄理由のなかに、税金、供出の過重が戸数にして三四％、面積にして三九％を占めていることは注目に値する。そして災害やその他の理由で放棄した場合にも、税金や供出の負担過重が重なっていることも考えれば、問題はさらに重大であろう。

以上のようにして、こんにち日本の農村は決して明るい状態にはおかれていない。戦后農地改革のおこなわれたことは、農村にきわめて明るい空気を生ぜしめたのであったが、いまや農村の窮乏は農地改革の実効をいちじるしく減殺し、日本の農民をふたたび動物的生活さえも困難なほどの窮乏に陥れる危険が、ひしひしとせまりつゝあるのである。農村の民生化が日本の民主化のきわめて重要な課題のひとつであることはしばしばいわれているが、農村の民主化は「困苦欠乏からの自由」が達成されない限り不可能である。かかるいみでわれわれは、現在、農村の窮乏化が日に進みつゝある事実をけっして黙視できないのである。

ところで、農村の窮乏のひとつの重大な原因が租税負担の過重にあることはまえにふれた。もちろん今日日本国民は全体としても租税負担が過重である。そしてこれを一日も早く軽減したいのは、すべての国民の要望である。だが、日本が敗戦によってうけた深刻な打撃を思ふならば、また戦勝国たる連合諸国が日本のために多くの援助を与へてくれていることを考えるならば、われわれはいたずらに負担の重いことについて苦情をいおうとは思わない。た

だ、そうであればこそ、この負担は能うかぎり合理的なものであり、能うかぎり公平なものであることが必要である。しかるにかかわらず、現状においては農村の租税負担はきわめて不合理であり、かつきわめて不均衡である。ここで不均衡というのは、他の所得階級に比して農家がより重い租税負担を負わされている、ということだけでない。都市と農村、農村相互間において地域的な不均衡が生じているし、農村の内部においても所得階級に応じて公平に税がかかっているとはいえない。のみならず、のちに詳述するごとく、租税外の負担がこの不均衡をいよいよ助長している。またここで不合理というのは、たんに負担が右のように不均衡である、という点のみをいうのではない。国税と地方税との間の調整が合理的におこなわれず、所得税その他の税の査定や徴収の方法がじゅうぶんの実情に即していないために、無用の手間がかかり、しかも農村に余計な苦痛を与えている事実も忘れてはならないのである。

ひとつひとつの租税について、それがなにゆえ不合理であり、かつ負担の均衡を失するものであるか、またそれはいかに改革するべきかについては、本文において詳述するであろう。しかしなおここで概括的に二、三の点にふれなければならない。

第一に直税国税についていえば、のちの第三表に示すように、こんにち農家の租税負担の大部分は所得税であり、一九四七年において租税（間接税をのぞく）公課総負担額の七六％は所得税である。戦前においては、日本の農家において所得税を負担するものはほとんどなかったといつてよい。たとえば日本のほぼ中位ないしはやや上位の農家の経済調査たる農林省の「農家経済調査」をみても、所得税の負担は戦前には存在していない。けだしその当時のかかる中位農家の所得は年一、〇〇〇円あまり（一九三七年）であつて、すべて免税点（一、二〇〇円）以下であつたからである。しかも今日、農家が多く所得税を負担するにいたつたのは、けつして農家の実質所得が増加したからで

はない。日本の物価指数はきわめて不備であるので、農家の実質所得を算定することはきわめて困難であるが、一九四七年の「農家経済調査」における総所得九九、八七四円は一九三七年の一、〇三〇円に較べて九七倍弱である。しかるに農家計用品の価格指数は、四七年平均で三七年の一六七倍を示しているから、これから推定しても実質所得が著しく小さくなっていることは否定できない。もちろん今日では、国民全般として小所得者もまた所得税を負担しなければならぬ状態におかれているのであるから、農民にも所得税が課せられること自体はやむをえないであろう。だが、ほんらいは免税点のはるか下にある小所得者たる一般農民に、現在をきわめて高率（たとえば一九四七年の「農家経済調査」の所得税は一戸平均一五、三四四円で、所得の一五・四％である。）の所得税が課せられているのであるから、課税方法が多少とも不合理であれば、農民の苦痛はきわめて大きくならざるをえないのである。しかるに現在の農民に対する所得税はなほ多くの不合理な点を残している。その具体的な点はのちに指摘するとおりであるが、一言にしていえば、それはつぎのような農業一般の、そして特に日本農業の、特殊性をじゅうぶん顧慮していない点に由来するものといつてよい。すなわち、その特殊性とは、第一には、日本の農業経営の九八％までは家族労力を主体とする小農経営であり、その所得はじゅうらいからはば家族の労賃部分とみなさるべき部分がほとんどすべてであった。しかも、この所得は、家族のうち労働可能なものほとんどすべてが労働した結果であるから、農家の所得は家族の勤労所得とみなさるべきである。ということ。第二には、日本の農家は、その生産手段においても、生活資料においても、なおかなりの自給部分を残していること（一九三七年の「農家経済調査」によれば、農業生産手段の五・七％、生活資料の四四％は自給である）。第三には、農業の所得が季節的に限定されており、一年を通じて平均化されていないこと。第四には、農家においては簿記計算が正確におこなわれていないために、農民自身も自己の所

得を正確に把握し得ないこと。——それゆえ現在の所得税は、このような実情に沿うように、改正される必要があるわけである。

つぎに、地方税についていえば、何よりも問題なのは、日本に於ては経済力がきわめて偏在し、都市に集中しているにもかかわらず、地方団体には第一に国家によって画一的に規制された事務がきわめて多く命ぜられているうえに、第二に地方の固有な事務といえどもかならずしも人口や富の程度に比例して伸縮しえないという事情があるために、地方の経費は決して経済力には比例せず、がいしていえば、経済力の小さい農村が相対的に大きな経費を負担することになる。という事実である。そして日本に於いては以前からそうであつたし、現在ますますそうであるが、国がこのように画一的に規制している事務について、じゅうぶんに経費を負担せず、その多くを地方経費の負担にゆだねている。他方有力なる税源はほとんどすべて国税によっておさえられているために、地方の財源はいちじるしく枯渇しているといつてよい。かくて増大する経費と貧弱な財源という矛盾は、日本財政史を一貫する特質となつてきていたのであるが、最近では一方における六三制の実施や自治警察の設置をはじめ経済統制事務や、土木事業や、社会施設やの増大による地方経費の膨張と、地方における国税のいちどるしい増加によつて、右のような矛盾はいよいよ拡大されてきているのである。その矛盾は具体的には主としてつぎの点に示される。第一に経済力の小さい農村、とくに窮乏状態のほげしい東北や北海道の農村においてたんに地方税の賦課が増加しているばかりでなく、微少な税源を漁つて課税するために、租税負担が都市と比較した場合不均衡になるばかりでなく、きわめて不合理になり、大衆負担を逆進的に増大せしめている。そのことはたとえば第二表統計〔別掲五二五頁〕によつて示される。

全体として標準課率たる一〇〇分の一〇〇を超えている市町村がきわめて多いことは地方財政の窮乏を示すもので

第2表 市町村税賦課率階級別町村調 (1948年度)

課 率	地 租 賦 課 税			家 屋 税 賦 課 税			事 業 税 附 加 税			法 民 税		
	市	町	村	市	町	村	市	町	村	市	町	村
100 100	35 (17.1)	578 (33.8)	3,036 (37.9)	33 (16.1)	564 (33.0)	2,908 (36.4)	58 (28.4)	643 (37.6)	3,375 (42.2)	104 (51.6)	980 (57.1)	4,727 (59.0)
150 以内	150 (73.1)	955 (55.9)	3,847 (48.1)	151 (73.5)	957 (56.0)	3,983 (49.6)	167 (81.6)	1,060 (62.0)	4,579 (57.2)	92 (44.8)	608 (36.5)	2,554 (32.0)
200 以内	20 (9.8)	165 (9.7)	1,048 (121.1)	21 (10.3)	169 (9.9)	1,006 (12.6)	0	5 (0.3)	40 (0.5)	9 (4.6)	109 (5.7)	701 (8.8)
250 以内	0	2 (0.6)	75 (0.9)	0	19 (1.1)	109 (1.4)	0	1 (0.1)	12 (0.2)	0	12 (0.7)	24 (0.2)
計	205 (100.0)	1,709 (100.0)	8,006 (100.0)	205 (100.0)	1,709 (100.0)	8,006 (100.0)	225 (100.0)	1,709 (100.0)	8,006 (100.0)	205 (100.0)	1,706 (100.0)	8,006 (100.0)

(北海道・佐賀県を除く)

あるが、市の場合その超え方が比較的少ないのに対し、村の場合標準の一・五倍以上がそうとうに多い。また、法定外独立税が県税の場合はいして大都市のない県に多く、市町村税の場合には東北・北海道の村に多いことも、同じ傾向を物語るものといつてよい。第二に、このように地方税の増徴が行われているにもかかわらずなお地方団体の財政窮乏が救われないために、一方では警察費、教育費等の一部が寄附金によってまかなわれるとともに、地方では道路水路改修、農業技術指導、供出事務など、とうぜん地方団体のおこなうべき事業が大部分部落実行組合などにゆだねられ、この費用が部落協議費その他として徴収されることになる。かかる公課負担はきわめて多く、地方税負担をはるかに超えているが（のちの第三表をみよ。別掲五二七頁）、かかるものはその徴収が意欲的になり不合理になる傾向が強いのである。

右のような矛盾を解決するためには、国政事務の金額を国庫負担にするとともに、国家地方両方にまたがる事務についても、国庫の負担割合も増加し、経費の面からする地方財政の負担を能うかぎり軽減する必要がある。現在の地方財政法の規定はこの観点から再検討されなければならないし、また現状の如くこの法律を無視して多くの負担を地方団体に負わせるようなやり方は急速に改められなければならない。と同時に、地方税負担の不均衡と不合理な小税源渉獵の傾向を是正するために、地方配付税の財源を豊富にし、その運用を合理的にしかつ拡充する必要がある。また右の措置に対応して地方税制を合理化し、国税、地方税を通ずる租税体系を整備しなければならない。

第三に間接税についていえば、しばしばいわれるように間接税の負担はがいて逆進的である。しかるに、日本ではじゅうらいから間接税の割合が大きかったのであるが、とくに最近では四八年度が直接税二、〇二七億七千四百万円にたいし間接税（専売益金を含む。）は一、九九一億六百万円で五〇・七対四九・三、四九年度が直接税三、三九五

第3表 農家一戸あたり租税公課負担

(単位：円)

項目 年次	農家 所得	租 税			公 課	計	負担率
		国 税	県 税	市町村税			
1937	1,028	5	13	21	13	52	% 5
46	30,898	5,258	151	127	228	5,764	15
47	9,974	16,601	954	1,289	6,574	25,418	25

農林省「農家経済調査」による。

億九千万円にたいして間接税が二八八二億七千万円で五四・〇対四六・〇と間接税の比率はかなり大きくなっている。このような重い間接税の負担は、とくに所得が小さく、現金所得はなおさら小さい農民にとって重大である。そしてこれが又一方で農産物の大部分が公定価格でおさえられている現在、シェールを拡大させる役割を果たしていることも忘れてはならない。かくて間接税の軽減もこの際要望されなければならないのである。

以上、日本の農村課税の概観を、とくにその改正を必要とする点に重点をおきつつ与えたのであるが、さいごに、農村の租税負担全体につき農林省「農家経済調査」の数字にもとずいて、農村の租税負担状況を戦前と戦後についてみると第三表〔別掲五二七頁〕の如くである。

すなわち、租税負担が全体としてみていちじるしく増大していることは一見して明かである。この農家の租税負担が他の諸階級の負担と較べてどうなっているかを直接比較する資料は遺憾ながら存在しない。しかし、一九四七年の国民所得は九、二〇〇億円であり、直接税は国税が九一二億八千八百万円、地方税（配付税をのぞく）が二四一億四千七百万円、計一、五四億三千五百万円であるから、その負担率は一二・五％である。しかるに第三表によれば農家の負担は国税、地方税を合して所得の一八・九％になる。他方右の国民所得九、二〇〇億円

は国民一人あたりにすれば一万二千円であるが、第三表の農家の平均人口は七・四人であるから一人当り所得は一万三千円で、ほど平均に合致する。それゆえ農家の租税負担は直接税だけについてみても国民の平均よりかなり重く、その意味で租税負担の均衡を失してゐものといつてよい。

かくて我々は、農村関係の租税がつぎのように改正されることを要望せざるをえないのである。

1 所得税

一 基礎及勤労控除

わが国の農業経営は、家族労作的経営を通常とし、その農業所得は勤労所得の実質内容を有するが故に、家族農業従事者毎に基礎控除を認め又農家の全所得については一定率の勤労控除を認めること。尚農業所得税は営業所得税と異り極めて厳格に徴収され得るので、この税率は他より軽くすること。

〔注〕 わが国農家の所得は現行税法では事業所得として取扱われている。しかし家族労作的経営を営むわが国農業の農業所得は、家族農業従事者の勤労所得の実質内容を持つものであることは第四表〔別掲五二九頁〕、第五表〔別掲五三〇頁〕がこれを示している。

この資料は、日本農業が昭和初年の恐慌期と中日事変に始まる第二次世界大戦との中間にあって、比較的安定を得ていた時期（一九三四—三六年）からとられた。何故ならこの比較的ノーマルな時期に於いても、農家の所得が勤労所得の実質内容を有することがよく示されるであらうからである。

自作農にあって家族労働収益は生計費をカバーし得ず、自作農所得（ Σ 十二）が辛うじて生計費をカバーしていることが

第4表 自作農經營と生計費

項目	年次		1934年		1935年		1936年	
	価格	%	価格	%	価格	%	価格	%
粗物生産費 (粗収入)	1,046.51 円	100.0	1,147.28 円	100.0	1,250.38 円	100.0		
農業純生産費 (p-g)	248.15	23.7	258.41	22.5	287.74	23.0		
国民経済的所得 (R+R'+i+i'+L+L')	798.36	76.3	888.87	77.5	962.64	77.0		
土地收益 (R)	798.36	100.0	888.87	100.0	962.64	100.0		
地收益 (R')	204.82	25.7	208.78	23.5	203.44	21.1		
代收益 (R')	22.64	2.8	25.80	2.9	14.47	1.5		
所有入 (i)	74.31	9.3	78.32	8.8	81.89	8.5		
所有入 (i')	10.16	1.3	8.61	1.0	10.24	1.1		
家賃 (L)	469.08	58.7	549.03	61.8	634.86	65.9		
家賃 (L')	17.35	2.2	18.33	2.1	17.74	1.8		
自作農所得 (R+i'+L)	748.21	60.9	836.13	63.9	920.19	67.7		
家族労働日数 (D)	535.2 日		516.3 日		522.3 日			
家族農業労働報酬 (円) (L/D)	0.88		1.06		1.22			
生計費 (円) (H)	718.10		831.75		976.64			
生計費 (円) (P/H)	1.34		1.61		1.87			
工業労働賃銀 (円) 1日当加重平均	1.89		1.88		1.90			
農業日雇賃銀 (平均)	0.70		0.75		0.78			

〔備考〕 農家経済調査報告及び工業労働賃銀は総理庁統計局の賃金統計による。農業労働賃銀は農林省の農業日雇賃銀調査による。借入土地に対しては実際の小作料、借入資本雇賃労働に対しては現実の利子及び雇賃労働が計上され、所有新地に対しては、総地価の4分の土地資本利子、所有資本に対しては4分の利子が見積もられている。

第5表 小作農經營上所得と生計費 (1934~1936年)

(單位：円)

項目	1934年		1935年		1936年	
	價格	%	價格	%	價格	%
粗物生計費 (粗收入)	974.64	100.0	1,086.93	100.0	1,178.47	100.0
農業純所得 (R+R'+i+i'+L+L')	213.14	21.9	223.14	20.9	239.66	20.3
國民經濟的所得 (R+R'+i+i'+L+L')	761.50	78.1	863.79	79.5	938.81	79.7
土地收益 (R)	761.50	100.0	863.79	100.0	938.81	100.0
地租收益 (R')	12.37	1.6	12.97	1.5	12.80	1.4
代益 (R')	275.46	36.2	321.07	37.2	329.42	35.1
收益 (i)	33.11	4.3	35.91	4.2	35.01	3.7
子收益 (i')	10.26	1.3	10.83	1.3	8.12	0.9
勞働收益 (L)	418.29	54.9	469.27	54.3	542.16	57.7
勞働所得 (L')	12.01	1.6	13.74	1.6	1.30	1.2
家族勞働日數	497.8		494.0		534.8	
家族農業勞働報酬 (円)	0.84		0.95		1.01	
生計費 (円)	581.22		649.30		696.95	
生計費 (円)	1.16		1.31		1.31	
生計費 (円)	1.89		1.88		1.90	
農業日當 (平均)	0.70		0.75		0.78	

[備考] 第4表に同じ。

示されている。そしてこの生計費から生計費労銀を差出すと、その高さはいづれも工業労銀よりも低位にある。即ち自作農は所有土地収益、所有資本収益、家族労働収益の合計された所得によって辛うじて労働者並の生活をしていることが判る。小作農にあっては、その所得(20.11.17)は生計費をカバーすることすら出来ない事情を表わしている。しかも彼等の生計費は自作農よりも遙かに押し下げられたものであり、生計費労銀と工業労銀との懸隔は一段と大きくなっている。農家経済調査は、比較的経営状態のよい農家を対象としていることから一般農家の事情はこれよりも更に悪いと考えられる。

第二次世界大戦中及び戦後のいわゆる農村景気が去り、農業経営規模が全般的に零細化し、農業の機会が失はれ、農業恐慌の云々されている現在、事態は更に悪化していると考えてよいであろう。

以上のことは農民の所得が実質的には勤労所得の意味しかもたぬことを示している。一般勤労所得については、同一世帯内の二人以上の勤労所得者が、それぞれ基礎控除をうけているのであるが、それと同様家族農業従事者の各々について基礎控除の制を適用することが至当であろう。その場合家族農業従事者は地方により種々異なるであろうが、たとへば一日八時間労働として年二〇〇日以上自家の農業に従事するものと規定することが考えられる。

二 現行所得税の申告及び納期は農業経営の実態に即しない憾みがあるからこれを八月及び一月の年二期とすること。但し単作地帯における特例は現行のままとすること。

〔注〕 現行の申告及び期間たる六月十日及び一月の内六日、十日は農繁期である。又現在の米麦等主要作物の供出制度は収入の時期を更に限定する結果、この査_{シヤ}期の収入を極めて少額ならしめてゐるから、右の如く改めるのが適当である。但し、現行の単作地帯に対する特例は右の事情を考慮してあるから、そのままよい。

三 固定資本の減価償却を取得価格主義から時価主義に改めること。

〔注〕 農具、家畜、建物等の固定資本は現在その評価方法は、取得価格主義を取っているが、耐用年数の計算に於いては、戦後の農器具の品質低下にも拘らず戦前のそれを採用しているので農家の所得が過大に計算される危険がある。

第6表 1948年度農業所得税賦得状況

経営形態	調査戸数	耕作面積				世帯員数				扶養控除者数	申告所得額		
		田	畑	園地	計	総員数	有業者数				従属者	所得額(A)	反当
							農業	農業以外	計				
水田単作	27	10.4	2.1	0.3	12.8	7.8	3.0	0.4	3.4	4.4	5.1	65,150	5,090
二毛作	99	7.1	3.3	0.2	10.6	7.3	3.2	0.6	3.8	3.5	5.2	76,986	7,263
畑作	40	3.7	7.9	0.3	11.9	7.5	2.9	0.6	3.5	4.0	5.1	67,543	5,675
果樹作	20	2.6	2.4	3.4	8.2	5.9	2.6	1.1	3.7	2.2	3.4	102,536	12,504
養蚕	6	1.5	3.5	2.6	7.7	6.5	2.8	0.2	3.6	3.5	4.0	65,358	7,600

経営形態	更正所得額		(B) (A)	更正 決定額 (C)	(C) (A)	(C) (B)	備考		
	所得額 (B)	反当					申告兼 業所得 額 (D)	(D) (A)	管轄 財務局
水田単作	79,023	6,173	1.20	12,418	0.19	0.16	1,616	0.03	仙台
二毛作	87,318	9,186	1.26	17,126	0.25	0.20	16,081	0.21	熊本
畑作	102,423	8,607	1.51	15,792	0.23	0.15	7,906	0.21	関東信越
果樹作	129,105	15,744	1.26	34,836	0.34	0.27	14,977	0.15	高松
養蚕	108,236	14,057	1.66	25,815	0.39	0.24	1,666	0.03	関東信越

備考 農林省統計調査局「アンケート調査」の結果による。

四 申告に際し、税務署が反当たり所得標準のみをもって一方的に強制することは、民主的な申告納税制度の根本を否定するものであるから、申告の指導並びに更生決定をなすに当たっては農民団体を参加させその適正を計ること。

〔注〕 農業所得の査定に当たり、税務署は反当所得標準率を用いているが、この標準率には次の問題がある。

(イ) 標準率を濫用し、農家の申告を標準率に近からしめるよう内面指導することによって、民主的申告納税制の主旨を没却する傾向がある。

(ロ) 標準率作成の基準とする調査が粗漏で、調査地点が少ない。大蔵省は全国で僅か二ヶ村の調査にもとづく標準率範例を地方財務局に示し、税務署は独自の調査をせずこれに模倣する傾向があり、地方の実情に通せぬ憾みがある。この事が農家相互間の所得税負担の不均衡を生ずる一原因をなしている。

簿記の普及していない我国農家の実情から、申告指導の必要はあるが、所得標準率作成

はより多くの実例に基づき、且つ農民団体の意見も十分尊重してなされるべきであり、又所得標準率は農家の申告指導に当り強制されるべきでない。なお、農家の申告所得額を税務署の更正決定額がいかにかに上まわっているかは第六表〔別掲五三二頁〕がこれを示している。

五 税額決定その他の紛争に関しては、税務署の一方的独断を排するため、農民団体を加えた民主的な紛争処理機関を設置すること。

六 農産物の販売になる所得算定に当たっては、実際に収入のあつた時期をもつてし、保有先については、十月までを前年産米価格にて、十一月以後、二ヶ月を当年産米価格にて算定するとともに経営内部で自給される中間生産物（蕎、桑等）は所得より除外すること。

〔注〕 農業所得の計算に当り、その経費は当該所得年度の年間の費用を見積もっているのに対し、収入の計算においては次期の所得年度に繰越さるべき農家の販売米及び保有米を収穫時の所得年度の収入として計算している。このためにインフレのもとでは所得の著しい過大計算がもたらされる。一年の生産期間を要する農業、此の中でも特に米作は他の営業に比し過大計算がなされる。更に中間生産物は評価価格で収入と支出が計上されるが、収入の評価は収穫時の価格により、支出の評価は前期の収穫時の価格によるため、この間に架空の所得が見積もられる結果となる。

七 早期供出奨励金、超過供出金に対しては課税しないこと。

2 地方税

一 国税事務の内容を明らかにし、国庫によるその金額負担の原則を確立すること。

〔注〕 地方財政の現状はその経費の面に於て極めて多額の国政事務費を負担し、地方経営総額に対する国政事務費の割合は道府県八〇%、市町村七〇%という高率を占めている（一例として第七表〔別掲五三四頁〕参照）。

第7表 委任業務費と固有業務費の割合

項目	1946年(A) 委任又は 国家的業務 その他農村 的経費	1946年(B) 村固有業務 費及農村費 的業務費	計 (A)+(B)	1947年 (A)	1947年 (B)	1947年 合計 (A)+(B)	1948年			平均 (A)
							(A)	(B)	(A)+(B)	
役教警土 社会及び 保険業統 産統選地 後方振出 戦後担出 負理出金 雑助支金 補助支金	78.9 57.9 0.0 0.0 96.7 0.0 99.6 100.0 69.7 0.0 100.0 98.3 63.8 6.0	21.1 42.1 100.0 0.0 3.3 100.0 0.4 0.0 30.3 100.0 0.0 1.7 36.2 94.0	100.0 100.0 100.0 0.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	69.6 77.2 65.2 100.0 98.6 0.0 100.0 100.0 100.0 74.5 -	30.4 22.8 34.8 0.0 1.3 100.0 0.0 0.0 25.5 -	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 -	63.2 55.0 11.4 100.0 96.7 18.0 100.0 100.0 87.1 0.0	36.8 45.0 88.6 0.0 3.3 82.0 0.0 0.0 12.9 100.0	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	70.6 66.4 25.5 70.1 91.4 6.0 99.9 100.0 77.1 0.0 100.0 95.4 50.2 49.9
歳出に対する(A)・(B) の割合	63.1	36.9	100.0	79.9	20.1	100.0	71.4	28.6	100.0	71.9

【備考】埼玉県北葛飾郡松伏宿村の実態調査による。

国費・地方費の負担区分を明確適正にし、国政事務費の地方負担の軽減をはかることは地方財政の窮状と健全なる地方自治の立場からみて緊要なことである。

- (1) 地方財政法第九条第二項第五号(自治体警察費)、第八号(土木事業費)および第一〇号(保健衛生費)は、多分に国政事務費の性格をもち、単に地方公共団体のみによる負担は妥当でない。従つてこれを第十条第二項に移し、国庫の経費分担を明らかにすると共に第十条の国庫負担割合は最低百分の五〇を下らないものとする。

義務教育延長に伴う施設費の国庫負担の期限を延長し、その負担割合は実際経費の少なくとも百分の五〇以上とすること。

〔注〕自治体警察費が多分に国政事務費の性格を有することは勿論、土木事務費に於いては産業経済の振興等という国家的見地が重視せられねばならず、更に占領政策の完遂の為の緊急の土木経費の如きは当然国家の負担に帰すべきである。また保健衛生に関して地方の財政力によつて施設に優劣をきたすことは敢て戒むべきであり、一定の国庫負担は当然の措置である。

なお、義務教育延長に伴う施設費に対する国庫負担は、これまで極めて徹々たるものであり、しかも今年度は中止されているが、之は六三制の実質的完成まで当然継続すべきは勿論、国庫の実際負担額が法定負担割合に達するやうにすべきである。現在かかる措置が十分に実行されていないためにかかる国庫負担に帰すべきものの一部が農家に対する半強制的寄附の形にかわつて課せられている(第八〔別表五三六頁〕・九表〔別表五三七頁〕参照)。

- (2) 地方財政法第一〇条第二項第一号(義務教育に従事する職員に要する経費)、第十一号(労働組合の育成および労働関係の調整に要する経費)、第十二号(児童福祉に関する経費)、第十三号(職業補導施設の設定、維持及び管理に要する経費)および第一四号(生活保護に要する経費の各号を第十一条第二項に移項して全額国庫負担とすること)。

第8表 税に代る寄付金に関する調

区 分	東 京 都	道 府 県	都 市 分				町 村 分			
			大 都 市		市		甲 町 村	乙 町 村		
			計	割合	計	割合	計	割合	計	割合
目的を指定しない寄付	2,050	(100.0)	21,800	(8.8)	484	(18.3)	34,705	(4.5)	168,330	(8.3)
養 育 費	-	-	225,222	(91.2)	2,154	(81.7)	741,572	(95.5)	1,869,993	(91.7)
教 育 費	-	-	23,439	(9.4)	-	-	16,671	(2.1)	15,966	(0.8)
社 会 及 び 勞 働 施 設 費	-	-	35,196	(14.2)	2,650	(77.7)	63,406	(80.1)	1,519,123	(74.5)
保 險 費	-	-	8,102	(3.3)	-	-	10,319	(1.3)	23,363	(1.1)
生 産 経 済 活 動 支 援 費	-	-	4,314	(1.7)	-	-	5,866	(0.8)	13,313	(0.6)
そ の 他	-	-	105,814	(42.8)	-	-	21,296	(2.7)	105,597	(5.2)
計 額	2,050	(100.0)	247,002	(100.0)	104	(4.0)	66,014	(8.5)	192,636	(9.5)
担 税 総 額	1,038,071		9,505,380		1,032,649		2,298,110		2,038,328	
担税総額に対する寄付金の割合	0.2%		2.5%		0.25%		33.8%		54.8%	

〔備考〕 1. 地方財政委員会「地方財政便覧」(第2輯・昭和24年)による。
 2. 寄付金調査は昭和22年版、決算見込・地方税総額は、昭和22年度調定額。
 3. ()内の数字は、各項目の寄付金額中に占める割合(%)を示す。

第9表

区 分	一戸当負担	租税総額に対する比率 (百分比)
警 察 寄 宿 舎	円 4 1	% 0.3
小学校・新制中学校寄付金	1,066	5.9
衛 生 組 合 費	4 2	0.3

備考1. 農林省統計調査局、昭和22年「農業経済調査」による。
2. 調査農家、243戸、総所得 99,088、租税総額 18,024円。

第10表

区 分	一戸当負担	租税総額に対する比率 (百分比)
P T A 寄 付 及 び 学 校 後 援 会	円 1 5 5	% 0.9
民 生 後 援 会、厚 生 会	8 3	0.5

備考 第9表に同じ。

第11表 入場税、遊興飲食税の地方税収中に占める割合

税目 形態別	入 場 税(A)	遊興飲食税(B)	地方税総額(C)	$\frac{(A)}{(C)}$	$\frac{(B)}{(C)}$
農 村	円 14,000	円 5,500	円 2,029,009	0.06	0.02
東京都	千円 1,983,600	千円 1,200,500	千円 11,870,847	16.7	10.1

備考1. 農村は、埼玉県北葛飾郡松伏宿村の実態調査、農村の入場税、遊興飲食税は附加税のみ。
2. 東京都は、都庁主税課における調査。
3. 地方税総額は、配付税を除く普通税。

〔注〕 第一号はもとより第一一号、第二二号、第一三三号、第一四四号の如き経費はその性質よりして地方的差異のあるべきものではなく、国家の統一的施策を必要とするものであるから、全額国庫負担によることが当然である。国庫負担の少ないことはここにも半強制的寄附を余儀なくせしめている（第一〇表〔別掲五三七頁〕参照）。

(3) 第一一条第二項第五号（食糧、薪炭、その他生活必需品の供出に要する経費）、第六号（農地関係の調整に要する経費）等の経費の一部が法律に反して実際には地方公共団体に転嫁されているほか、第二二条（地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費）、第二三条（あらたな事務に伴う財政措置）、第一八条（国の支出金の算定の基礎）、第一九条（国の支出金の支出時期）等は規定通り実施されず、地方公共団体の財政を不当に圧迫している実情にかんがみ、これが全額国庫負担を厳正に実施すること。

二 配付税については下記のような措置を講ずるものとする。

〔注〕 吾国の都市と農村における経済発達の跛行性は必然的に地方による税源の偏在という現象を惹起し、しかも国家行政事務の増加と画一化とは税源の偏在にもかかわらず、地方自治体に一定の経費を必要ならしめる。これがために税負担の均衡の破れることは当然の帰結であるから、現段階における配付税制度は必要不可欠のものであり、更にこれも一層拡充する必要がある。

(1) 地方独立税のうち、入場税、遊興飲食税を国税とし、その全額を地方配付税の財源とするともに、配付税財源の強化のため酒税、煙草専売益金の一定率を繰り入れること。なお、所得税、法人税からの配付税への繰り入れ率の変更は、地方自治委員会の決議を経るものでなければならず、できないものとする。

〔注〕 入場税、遊興飲食税は現在府県税独立税となっているが、これらの財源が都市に偏在していることは極めて明かであるから、地方独立税としておいては都市と農村との税収上の不均衡は著しいものがある。従って全額国税として徴収し、地方課税力の不足に応じて配付されることが合理的である（第一一表〔別掲五三七頁〕参照）。なお、配付税の確保は絶対的に必要で

第12表 地方配付税配布額 (1948年度)

区 分	東京 都	道府 県	都 市 分		町 村 分		合 計
			大 都 市	都 市	甲 町 村	乙 町 村	
第 一 種	1,149,024	9,882,151	985,726	2,230,809	1,840,845	3,433,981	19,521,536
第 二 種	65,266	980,457	144,237	247,885	204,547	381,448	2,023,820
第 三 種	1,383,098	9,486,376	937,274	1,982,948	1,636,306	3,051,559	18,478,214
第 四 種	313,874	2,169,586	223,274	495,727	409,076	762,882	4,374,419
計	2,911,262	22,518,570	2,291,164	4,957,349	4,090,774	7,628,870	44,397,989
制 限 額				17,033	6,151	16,136	39,320
差 引	2,911,262	22,518,570	2,291,164	4,957,349	4,084,623	7,612,734	44,358,669
第5種又は特別配付税額	189,784	2,501,134	262,885	774,704	1,243,928		4,927,435
合 計	3,101,046	25,019,704	2,554,049	5,715,020	12,941,285		49,331,104

あり、国家財政の都合により一方的に減額することは、地方自治の障害ともなるものであるから、配付税課入率の変更は地方自治委員会の採決をまっしておこなわれる必要がある。

- (2) 配付税の配付額の決定にあたっては、課税力不足額（現行第一種、第二種）および特殊の財源窮乏事情（現行の第二種及特別配付税）に重点をおいて行うものとする。

〔注〕 現行の財政需要を重視した配付方法では、真に配付を必要とする農村への配付額は過少となる。従って、課税力不足額及特殊の財源窮乏事情に重点を置くやうに改めること（第一二表〔別掲五三九頁〕参照）。

三 法定独立税については左の措置を講ずるものとする。

- (1) 住民税を所得税的に改組して、所得階級による累進性を強く加味し、税額の決定にあたっては均等制を廃止し所得を特に重視すること。なお、標準賦課額については都市と農村を区別し、農村住民の担税力に応じたものとする。

〔注〕 現行住民税に於ては均等割は五分の一以内と規定されている。均等割の部分が存することは零細農家の負担を過重ならしめ、農村内の不均衡を形成する一因をなしている。従つて所得額、資産を重視して不均衡を除去すると共に、地方自治の財政的基礎を樹立することが必要である。なお、現在の標準賦課額は画一的に道府県七〇〇円、市町村七五〇円となっているが、農村住民の担税力は相対的に貧弱であるから、標準賦課額は都市におけるよりも低く定められるのが適當である。

- (2) 現行の事業税中、第二種事業税はこれを廃止し、第一種事業税は営業税に改編するものとする。
- (3) 地租及び家屋税については、その賃貸価格を可及的速やかに合理的に改訂することとし、新賃貸価格の決定までは暫定措置として現行税率を据え置くものとする。

なお、新賃貸価格決定後は、税率を加減し、とくに農地の地租負担を過重しないこと。

〔注〕新賃貸価格の決定に伴って農地の地租負担が現在以上に著しく過重されるときは小作料の引上げも併い農地改革の成果を減殺するおそれがあるから、地租負担が現在以上にならぬようにせねばならない。なお、零細自作農の地租減免については以前実施されていた事情を考え、再考慮することが必要である。

(4) 地方法定独立税中、酒消費税、軌道税、自転車税、荷車税、屠畜税、舟税を廃止するとともに、法定独立税も賦課する否とは地方公共団体の自由に委せるものとする。

(5) 地方税法第一二二条の制限外課税規定を改正して、これをすべて許可制とすること。

(6) 不動産取得税については一般にこれを大巾に軽減するものとし、特殊の場合、例えば開拓地における不動産の取得についてはこれを免税とすること。

(7) 財産税、土地使用税、家屋使用税等はわが国の実情にそわないから、これらの新税の創設は行わないようにすること。

四 法定外独立税中、牛馬その他の家畜、および零細なる生産手段（水車、石油発動機等）ならびに家事用品（ミシン、ラジオ等）を課税より除外するとともに、前項(4)所掲の各税は法定外独立税としても課税しえないものとする。

なお、法定外独立税の新設については極力これを抑制することとし、新設に際しては許可制とすること。
五 地方自治委員会の委員に農民団体より参加させること。

3 間接税

一 間接税はその本質上大衆課税であるが、特に現在の供出制度の下において、シエーレを拡大し、農民経済を圧迫

- する。よつて可及的にこれが軽減をはかることとし、特に煙草専売價格及び酒税を現行以上に引き上げないこと。
- 二 綿織物の消費税及び肥料、農機具等の生産資材に対する物品税を引下げ、取引高税を廃止すること。
 - 三 報奨用酒、煙草、衣料その他は無税とすること。
 - 四 地方税としての煙草消費税は新設しないこと。

以上

出典 東京大学法学部近代法制資料センター原資料部所蔵

第八 農業所得税の査定及び徴税（特に源泉徴収を含む。）についての計画案に対する意見案

先の第五内示案に対する農林省側の提案（昭和二四・七・一八）に対し、農業復興會議を中心に農業調整委員會全国協議会をはじめ、中央農業諸団体では、大体次のような意見案を取纏中である。

中央農業団体

現行反当標準率の不合理を以てする農家所得算定の不平等を是正し農家所得税支払を季節的な農業所得形態と調整

することは従来より農業団体の主張してきた処である。

七月十八日を以て発表された農林省の意見を検討した結果、左記事項が正確に実施されうることを前提としてその第一案を支持するものである。

記

一、農業調整委員会の農家別生産台帳の作成について

(1) 主食の生産量は供出割当数量(事前割当数量及び補正数量別)と自家保有数量によって計算し特に麦については飼料を除外して作成すること。

(2) 主食以外の生産物の数量については可及的に実際の資料に基いて算出した数量を以てし税務署はこれに変更を加え得ないこと。

二、予定申告の際の経費は、農業調整委員会、税務署、農業協同組合等の協議によって算定される標準経費率によることを法文化すること。

三、主要食糧並に主食以外の生産物の所得査定については一及び二によらなければならぬことを必ず法律に規定すること。

四、自家用主要食糧については消費時における生産者価格を以て所得計算を行うこと。

五、納期は第一案の通りとするも二毛作地帯における八月の納税額は営農資金充足のため予定納税額の三分の一以下

とすること。

出典・前掲「農友」一四号

第九 農民の立場から見たる日本の徴税の実情と税制改革に関する意見

全国農業協同組合

代表者会議実行委員会

一 はしがき

昭和二十年十二月九日に連合軍総司令部より農民解放指令が発せられ、収穫の過半を小作料として収奪されて来た封建的な地主制度の解体がなされた。

この農地改革によって日本の農民は地主よりの束縛より解放され、自ら経済を営む独立自営農への途が開かれたのである。

しかし、不当に安い農産物価格と税務署より押しつけられる高い税金のために、独立自営の途は苦難にみちている状態である。

しかも国家や地方庁の名において徴収される税金は産業再建のために使われ農業生産力拡充のために用いられる

ことが、少ないことを遺憾とする。

この様な状態が続けば農民の土地放棄が盛んとなり、従つて農業生産は減少し結局日本経済再建に大きな障害となるであらう。

かくの如く途が日本の不幸であることは明かであると考え。

二 一の事例

東京都北多摩郡砂川村について日本の農民課税の実例を以下紹介する。

この村は東京都立川市の近くにある一、一六七町の耕地があり九割九分まで畑で、主食、野菜、養蚕を作っている。農家（三反歩以上）は六四〇戸である。村の総世帯二、二〇〇である。

この村は昭和二十三年の所得税を九〇〇万円、都税として三六〇万円計一、二六〇万円納税したが、国及び都より補助、配分されたものは僅かに一八〇万円に過ぎない。その比率は実に一割四分にしか当たらない。

もちろん国家予算においては価格補給金などが、圧倒的に多い現在、この比率は色々と検討を要するわけであるが、しかしこの比率が、農村を苦難におとし入れていることは分かるであらう。しかも六・三制の教育費のために約八〇万円という額を寄附金と称して徴収している。昭和二十四年度の国家財政は確かに均衡予算であるが、このために地方財政が犠牲となっている事実を指摘しておかねばならないであらう。

次に日本の財政は極めて複雑で、その種目は非常に多数である。農家は農業所得について所得税をとられながら地方税で都民税、事業税、地租、家屋税、原動機税等と徴収されているのである。農業所得について取得税をとって、その所得の源泉についても課税する。しかもそれだけでは、村の財政は賄えないから寄附等をとるというので

は、農家は苦しいのが当然である。

参考に「昭和二十三年度の」砂川村の納税状態を掲げると次の如くである。

国税（所得税）	九〇〇万円
都税	三六〇万円
村税	五三六万円
計	一、七九六万円

なお、都税、村税の内訳を示せば、次の如く（別掲五四七頁参照。）である。

三 徴収の実際について

国税は、税務署において、地方税は、都道府県―地方事務所―町村役場において徴収している。問題はとくに税務署の徴税方法にあるから、ここにその実際を述べる。

日本の新聞を見ると徴税時期には必ず税務署の役人がワイロを貰ったことが分かって裁判沙汰となり、料理屋で飲んだり、くったりしてなぢみ芸者まで作ったなどの記事が出ている。それ程日本の役人は現物や現金を扱ったりしているところでは腐敗しているし、又これを日本の人民のために暴露されているのである。日本の国は民主化されつつはあるが、事大思想が強く、役人はそれをいゝことにしてわるいことをしているのである。税務署の役人は経験がつけば会社や工場に備われ税金対策に高給を以てむかえられている。聞くところによると、税務署員の平均年齢は二三歳、経験年数二―三年という未熟の状態との事である。

しかるに申告納税者の員数は六四八万七千人があり、農業はその五割四分の三五四万人という多きに上るので

都税・村税の内訳

税 目	都 税	村 税	備 考
地 租	211,515.50	287,614.30	
家 屋 税	982,523.10	1,339,913.40	
都 民 税	919,222.00	*1,499,850.00	*村民税
事 業 税(一 種)	308,307.00	336,873.60	
事 業 税(二 種)	732,620.00	801,418.00	
自 動 車 税	249,784.00	227,078.00	
特 別 所 得 税	7,084.00	7,728.00	
原 動 機 税	8,678.00	7,862.00	
電 話 加 入 権 税	17,655.00	16,050.00	
木 材 取 引 税	2,986.50	2,986.50	
電 柱 税	28,426.00	25,842.00	
不 動 産 取 引 税	106,137.00	101,074.00	
鉦 区 税	26,000.00	26,000.00	
狩 猟 者 税		7,200.00	
酒 消 費 税		111,777.70	
入 場 税		14,860.00	
電 気 ガ ス 税		16,831.00	
村 独 立 税		264,570.00	
自 転 車 税		264,570.00	
荷 車 税		195,735.00	
金 庫 税		4,135.60	
犬 税		56,680.00	
広 告 税		3,995.00	

あるから課税方法は極めて不公平であり且つ天下りのである。大蔵省では昭和二十三年分農業所得に対する課税法を「確定申告の所得計算は収入金額及び必要経費とも農家の正確な記帳計算に基いた実額によるのが建前であるが、農家の収支の記帳の現状に鑑み、本年は、税務署において適正な所得計算の標準を発表して申告納税のため一応の目安を示すこととする」(大蔵省主税局発行「農業所得に対する所得税の実務要領」による)としている。

しかし更生決定の方針は「申告の当、不当は、特別の事情があるものを除く外は、税務署で予め発表した所得計算の標準を基準として調査することにする」として農家が、自ら簿記をつけて経営計算をして自主的に申告しても、税務署の標準率と違う場合は天下りの更生決定を行っているのである。これは明らかに所得税法の自主的申告納税制度の破棄であり、税法の違反をしていると云わざるをえない。

しかも税務署の所得標準率は中庸農家の計算例であり、その上に次の事例のように農民の協同組織たる農業協同組合側の調査より遙かに上廻るものである。

第一例

神奈川県中根郡大根村における中庸標準農家調査(反当たり 昭和二三年〔別掲五四九頁参照。〕)

第二例

三重県鈴鹿郡某村調査(反当たり 昭和二三年〔別掲五四九頁参照。〕)

農耕地には、上田もあれば中田もあり、下田もある。日本の農業経営は、極めて小さいが、それでも二―三町歩も経営しているものもあれば五反百姓もある。農業経営の中には、農機具や牛馬・採草地をもっている農家ともっていない農家がある。

神奈川県中根郡大根村標準農家調（反当り）

区分 収支費目		一毛作田標準率		畑作標準率	
		東京財務局 調査	農協調査	東京財務局 調査	農協調査
収入金額		円 9,788 (米 2石53 ワラ 126)	円 (米 2石25 ワラ 85 屑米 0石13)		
必要 経費	種 苗 費	円 57.85	円 57.50	円 535.00	円 495.56
	肥 料 代	1,203.80	1,372.06	1,522.00	2,584.00
	備 人 費	296.40	0.00	152.00	0.00
	畜 役 費	211.16	433.00	208.00	236.18
	農 具 及 償 却 費	500.62	901.13	448.00	1,020.67
	公 租 公 課 他	127.43 612.92	319.13 649.81	211.00 462.00	280.00 720.35
計		3,020.18	3,732.63	3,538.00	4,068.90
差 引 所 得 率		6,767.82	5,054.69	10,327.00	7,398.70
所得標準		6,500.00	5,000.00	9,200.00	7,400.00

三重県鈴鹿郡某村標準農家調（反当り）

区分 収支費目		一毛作田標準		二毛作田標準	
		税務署発表	三重県教育 連 調 査	税務署発表	三重県教育 連 調 査
収入金額		円 8,578	円 8,511	円 11,046	円 10,214
必要 経費	種 苗 費	46	73	88	164
	肥 料 代	745	888	1,258	1,156
	備 人 費	261	379	380	484
	畜 役 費	356	465	526	581
	農 具 及 償 却 費	356	493	521	687
	公 租 公 課 他	271 730	352 1,100	271 988	473 1,383
計		2,770	3,750	4,032	4,928
差 引 所 得 率		5,808	4,761	7,014	5,286
所得標準		5,800	4,800	7,000	5,800

こういう複雑した経営に対して、所得標準率をあてはめることは、極めて危険なことである。標準率以下の所得しかない農家は、資本にくいこんで行くか、生活をおとすしかなければならぬ。そこで、わるい土地を耕作している農家は、土地放棄を行うようになる。

農林省は、食糧増産、農家経営の近代化を叫び、大蔵省は、増産阻害運動を起こしているのが、日本の農業政策の実情である。これは、甚だ遺憾なことと云わざるをえない。

われわれは所得税法の指示する通りに、自主的な申告納税制を確立することを要求しているのは、以上の理由によるものである。

四 税制改革に関する意見

以下税法の改革に関する意見を述べて行くこととする。

(1) 所得税について

1 第九条関係（農業所得は事業等所得なりや）

農業所得は所得税法第九条第九号によって事業等所得として一括している。農業所得を事業等所得として担当するのが正しいかどうか検討を要する。農業生産費調査によると、収支償わず赤字が出ているのにも拘らず自家労賃を必要経費から省略している現在では高額なる所得者として規定され税金を納めねばならない。自家労賃は決してただではない。しかるにこれを省略しこの労賃部分（農業は利潤、地代はおろか自家労賃をたまたぎだすのがせい一杯であり、しかも低労賃である。六、三〇〇円ベースを与えたら大変な生産費となる）に事業所得税を賦課するのである。これは明らかに矛盾である。

農業経営は小なりといえども企業家であるという理論から仮に一步をゆずっても事業所得に非ざる中間的なものと規定すべきものと考える。乃至は自家労賃を収入とするならば、自家労賃を勤労所得税とするのが正しいと考える。

農業所得を事業所得一本とするから次の矛盾が起る。Aの経営とBの経営とある。

Aは雇傭労力二人、自家労力二人、扶養家族三人にして、Bは勤労なる家族労力四人と扶養家族三人とし、何れも一町五反耕作し、所得(基礎控除后)十万円あると仮定しよう。

A 経営		B 経営	
所得	一〇〇、〇〇〇円	所得	一〇〇、〇〇〇円
雇入労力賃	二〇、〇〇〇	雇入労力賃	〇
差引所得	八〇、〇〇〇	所得税	二一、三〇一
所得税	一四、三一七	家族労力二人	
		生活者費	二〇、〇〇〇
差引	六五、六八三	差引	五八、六九九

即ち、Aの雇傭労力を入れた経営はBの純家族労作経営に比べ七、〇〇〇円プラスを生じるのである。かくし

てBの生きる道は家族労賃を二〇、〇〇〇円とせず三、〇〇〇円と低き労賃を与えられることになる。さらに超過供出の制度がある。この制度そのものに批判があるが、しかしこの場合超過労働は自家労賃が大半であるから、三倍の価格一俵一〇九円貰っても実際の手取は六八円、六四円となってしまう（一〇万円所得者が五俵、十俵超過供出した場合）超過供出の場合に右の矛盾がよく現れてくるのである。

2 第九条関係（期間について）

第九条第九号にその年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額を所得としているが、第十条第一項に収入すべき金額として前条の期間計算（一―十二月）を訂正している解釈を大蔵省でとり、所謂収穫年度計算方法をとっている。この解釈が法律的にいつて正当なるものかどうか大いに疑問であり、われわれはあくまでその年中に収入し経費をかけたものを差引いたものを所得とすることを主張する。

香川県生産農協連の実際調査したところによると、次の如き差が生じているから、大問題である。
水田六反歩耕作農家調査

(1) 収穫年度計算方法による場合

二三年産米 三五俵 五一、六二五円

(2) 暦年計算（一―十二月）方法による場合

イ、二二年産米早期供出	一一俵	七、七二六円四〇銭
ロ、二三年 "	三俵	五、三七九円
ハ、 "	供出なし	
ニ、自家消費分	二二年産米	一四俵二斗五升
	二三 "	二俵三斗二升五合
		四、一六八円五八銭
		九、九三八円九六銭

小計 二七、二二二円九四銭
 差引 二四、四一二円〇六銭
 (反当四、〇七〇円の過大所得計算)

3 第十二条 (基礎控除)

第十三条 (税率)

第十四条 (扶養控除)

基礎控除額は現行規定が何れも三、七〇〇円ベース時代のものであるから。六、三〇〇円ベースとして改訂すべきものである。そのままおくとすれば実質的に給与減となることは明かであり約倍額の控除を行うべきである。

われわれは農業従事者毎に基礎控除を行うべきであると主張しているが、昭和二十二年八月の農業センサス

によると家庭の農業従事者は（経営者を除く。）平均一・七四人である。

三反	〇・四五人
三―五反	一・二七
五―一町	一・九五
一―一・五町	二・五九
一・五―二・〇	二・九三
二・〇―三・〇	三・一四
三・〇―一〇・〇	三・〇二
一〇・〇―二〇・〇	三・六一
二〇・〇―以上	四・四一
計	一・七四

われわれはこれら農業専従者毎に基礎控除を行えと云うのである。これは現在給与所得者についてはみとめられている所であるので農業の場合にも当然みとめてしかるべきである。大蔵省はわれわれに考慮を約したが、その税額一〇〇億万円^{マニ}というので便宜的に考えてあくまで実行する意図ありや否や疑問である。

4 第四九条関係（審査請求の権利はあるが、税金は納めろ、罰金はとるといふことは妥当でない。）

更正決定が来た。これはどうもおかしいと云って審査請求をする。しかも税金は納めなければ加算税、追徴税といつて税務署は伝家の宝刀を抜く。初めに述べたように税務署は未熟だから間違いを沢山やる。これは税法上の権利を他方でこわしていると云つても差し支えなからう。

5 第五五條關係（加算税）

一月末確定申告をやる。二月二十五日の更正決定を三月四日に受け取った。三月二十五日までに納入しろといつて来た。

自主申告をして限界耕作地の経営者が、税務署の所得標準率を違ふものを出した。税務署はしらべもせず、頭から更正決定をして来た。ところが一月におさめたものとのつり合ひ上二月一日から加算税日歩十銭をおさめると云うのだから余りにもしくし定規である。税務署は自分の責任を果たしてもせずに納税者の義務を強要する。これで果たしてよいか。

6 納期

納期は第五国会に六月、十月に予定申告、一月に確定申告をするというように改正案が提出されているが、日本の農家の場合は、収入の時期、農業労働の時期を考へて八月に予定申告、一月に確定申告をした方が有利であり、徴税も楽であらうと考へる。

7 農業生産手段の必要経費計算について

固定資本（農具、家畜、建物等）については減価償却をしてその年の必要経費を決定するわけであるが、その減価方法、その耐用年数（とくに敗戦後の農機具の質の劣悪はひどいのに戦前のそれをとつて）につい

ては検討を要する。

尚最後に日本においては、インフレーションにより経済機構が乱れている等のためヤミと脱税が多く行われているからこれが徹底的に徴税をせねばならぬ。

(1) 法人税

農業協同組合は農地改革後の自作農のてんらくを防止するために設立されたが、農業協同組合に対しては一般法人と同様に法人税（但し税率は少し低い）を賦課されている。われわれは農業協同組合の健全なる育成のために法人税賦課を廃止するれことを要望している。

(2) 地方税

かつて地方税が、農村の大きな負担となっていたが、敗戦後は激減した。しかし最近、漸く地方税が増加して来ている。即ち次の如し。

区 分	国 税		地 方 税		計
	構成比		構成比		
大正一二年	五六・七		四三・三		一〇〇%
昭和二年	九〇・七		九・三		一〇〇
二二	八九・七		一一・〇		一〇〇
二三	八五・一		一四・九		一〇〇

二四	七一・五	二八・五	一〇〇
----	------	------	-----

(五、一四六億)(二、〇五〇億)

最初に述べた様に国家財政は均衡がとれ、健全財政となったが、しかし地方財政は苦難の途を歩みつつある。われわれは抜本的に国家並びに地方行政機構を改革し、安い政府の樹立に努力しているが、根本は矢張りここにある。今の機構を前提とすれば、いくら税金をとっても足りないからであり、しかも弱者にのみ不当に高い税金がかけられてしまうからである。

1 事業税について

農業部門については、主食は事業税をかけられず、養蚕、畜産、青果物についてかけられている。その結果、次の如き矛盾が出ている。

昭和二三年	第二種事業税	第一種事業税
養蚕野菜村	七三二、六二〇円	三〇八、三〇七円
水田村	一四八、五三六	三四九、八六三

〔注〕第二種は水畜産業で税額は前年所得一〇〇分の一〇、第一種は物品製造業、販売業等で税額は一〇〇分の一五である。即ち第二種事業税はその経営組織によって徴収額が非常に違う。水田村においては極めて僅かしかとれない。事業税はこういう不平均な税源である。

養蚕業は、輸指向産業として今後大きな期待をかけられているが、東京都砂川村の事例をあげると次の如く、

第2表 農業関係租税公課の税種及び税率一覧表

税 種		賦 課 率	備 考
国 税	所得税 引高税 特別法人税		
都 （ 道 府 県 ） 税	法定 地家 事屋 立業 税租 不 動 産 取 得 税 木 材 引 取 税 漁 業 権 税	12/100 (当分 100/100) 10.9/100 (当分 125/100) 前年所得の5/100 10/100以内 価格の4/100以内	標準賦価現額450円×納税義務者数 賃貸価格 第2種（第1種は7.5/100） 価格又は容積、条例で定める引取者 漁業権者又はその取得者
	法定 原 動 機 税 牛 馬 税 家 畜 税	(イ)1台に付50～100円 (ロ)1馬力に付20～40円 (イ)1頭に付き100～400円 (ロ)行為税物件税の2分の1 (イ)牛馬500円、豚300円 山羊100円、綿羊200円 (ロ)取得価格の100分の4	学業用、農耕用、その他の別に依り (イ)牛馬の別に依り (ロ)営業用、非営業用の別に依り （一頭に付き）
	立 木 伐 採 税 りんご引取税	1石に付き5円又は6/100 1箱に付き20円	
	目的 水 利 地 益 税	賦課額は当該土地の受益の限度を超えてはならない。	地租割 反別割
市 （ 町 村 ） 税	道府県税付加税 地 租 付 加 税 家 屋 税 付 加 税 事 業 税 付 加 税 不 動 産 取 得 税 付 加 税 木 材 引 取 税 付 加 税 漁 業 権 税 付 加 税		
	法定 市 町 村 民 税 自 転 車 税 荷 車 税 屠 殺 税 特 別 地 益 税 原 動 機 税 牛 馬 税 家 畜 税 養 蜂 施 設 税 立 木 伐 採 税 特 別 事 業 税 そ の 他 土 地 利 用 税 水 車 税		

第3表 農家負担租税公課の税種及び税種一覧表

税種		納税義務者	賦課率	課税団体	備考
国税	事業所得税				
	都道府県民税 土地所有者	独立の生計を営む個人	標準 450円 土地の賃貸価額の12/100 (当分の間100/100)	各道府県	配当課税 (別紙Ⅲ参照)
道府県立	地租	家屋所有者	(当分の間 10.5/100 125/100) 主穀を除く前年中の所得 額の 5/100	"	免税点 4,800
	第2種事業税	個人	取得価額の10/100以内	"	一般に10/100であるが 小住宅は 5/100
道府県立	不動産取得税	不動産取得者			
	原動機税	所有者	(1)1台に付 50~100円 (2)1馬力に付 20~40円	山形・岩手	
道府県立	牛馬税	所有者又は取得者	(1)物件税 100~400円 (2)行為税物件税の1/2	群馬、三重、長野	一歳未満の牛馬、乳牛 (移出を除く) は非課税 (移後一定期間を経過した 生後一定期間を経過した いものを除く。
	家畜税	"	(1)牛馬、500円、豚300円 山羊100円、綿羊200円 (2)取得価額の 2/100	北海道、岩手	
道府県立	立木伐採税	引取者又は所有者	(1)1石につき 5円 (2)価額の6/100	岩手、奈良	木材取引税の対象となり 年間500円未満のものを 除く、新炭原木
	りんご引取税	引取者	1箱につき20円	青森	主として府県税の者が負担 することとなる。

目 的 税	水 利 地 益 税	受 益 の 限 度 内	各 都 道 府 県	水 利 土 地 の 利 益 と な る 事 業
道府県税付加税	道府県税付加税	本税に同じ	各市町村	本税の100/100を超えてはならない
市 民 税	市 民 税	独立の生計を営む個人 所有者又は取得者	"	20屯未満の舟 取得価格(時価)の5/100 を適当とみなされている。 同 上
町 民 税	町 民 税	"	"	
村 民 税	村 民 税	所有者 "	岐阜市 岡山県3ヶ村、北海道4町村 佐世保市、甲府市、相生市 横浜市、山梨2ヶ村 北海道2市27ヶ町村 鳥取県日置村、宮崎県南方 村 群馬県17町村、長野県8町 村 長野県4村、北海道2村 長野県4村、兵庫県2町村 北海道8町村	
法 定 外 立 税	特 別 地 機 器 税	所有者又は取得者	(1)物件税100~400円 (2)行為税、物件税の1/2	
立 税	養 蜂 施 設 採 掘 税	"	(1)牛馬500円、豚300円 山羊100円、縹羊200円 (2)取得価格の2/100	
獨 立 税	養 蜂 施 設 採 掘 税	銅育者 引取者又は所得者	養蜂施設1群につき100円 (1)一石につき3円 (2)価額の6/100	

特別事業税	事業者	所得額(前年中)の8/100	甲府市、長野県原村 北海道一村 青森県10町村 北海道26市町村 北海道7町村	事業税の免脱点以下にして所得(前年中)1,200円以上のもの
りり税	所有者又は取得者	(1)1台 150~400円 (2)価格の10/100		
土地利用税	利用者	田畑反当 20円 空地坪当 30銭 放牧地1町歩当 10円 山林原野、反当 2円		地租と重複するか所有権よりも使用権の方が価値が大きいとするものである。
水車税	所有者	(1)塙白 20~100円 (2)塙白 40~200円 (3)製繩機 500円等	群馬県2市10町村 長野県 21町村	
市町村税	法定外独立税			

不利な産業となり、養蚕は縮小してしまうであろう。かくて農林畜産業についての事業税は賦課しないことを要望している。

(a) この村は繭一万貫生産であるが、為替レートの決定により、もし補給金がなければ一三〇円安となり村として、一、三〇〇円の収入減となる。

(b) 養蚕については事業税がかかる。一反五、六〇〇円の所得とすれば八四〇万円（一五〇町桑畑の所得、事業税は九八万四千円かかる）。結局養蚕は合計して四二八万四千円の減となる。

(c) 桑畑と普通畑とを比較すると桑畑は反当たり、三、八二七円の所得に対し普通畑は昨年と同様とすれば八、八五〇円であるから、差額三、〇〇〇円が出て来る。

2 農業生産手段課税

地方財政委員会では地租、家屋税、住民税引上げなどを考えて改正法法案を第五国会に提出している。しかし農業者の場合には経営の成果である所得に賦課され、しかも土地、建物、農具、家畜等に賦課されている。これは明らかに二重課税である。このような複雑した税制では税制の根本である公正なる原則は期せられない。これらを抜本的に改革して税制体系を確立しなければならない。

第一〇 ショウプ税制改革使節団に対して提出する租税制度改革に関する
意見書（昭和二四・六・一一）

日本農民組合総本部

本意見書の趣旨

ショウプ博士の税制改革使節団の来朝にあたり、わが国の租税制度改革に関する意見書が政府関係当局及び民間団体より提出されつつある。それらの意見書は、それぞれを提出する機関及団体に固有の立場から税制改革に関する見解を開陳しており、その限りにおいてそれぞれの意義を持つべしとわれわれは思料する。ここにわれわれが使節団に対して提出せんとする意見書は、農民組合として日本において最大の組合員を持つ日本農民組合によって起草されたものである。われわれこの意見書を起草するにあたって、次の立場をとった。

一九四六年以来、日本においては、農民の租税負担の問題をめぐって、農民と税務行政機関との間に激しい摩擦が生じ、かつ繰返えされ、現在に至るも、基本的な諸点については何ら解決されていない。その原因はどこにあるか？、この問題を提示しつつ、われわれは、農民の経済的利益を擁護し、その社会的地位を高めることを任務とする農民組合の立場から、いかに解決さるべきかについての見解を、全組合員を代表して開陳しようとするものである。

農民の租税負担に関する計数上の現状について述べることは、他の政府機関から既に貴重な資料が提出されているので、われわれは敢えてこれを避けた。

第一 農業所得税

一 農民に対する賦課徴収にあたって生ずる紛争の実相

(一) 戦後、農民に対する租税の賦課徴収をめぐって、農民と税務行政機関との間に紛争が生じるようになったのは、一九四六年における乙種事業所得の賦課徴収以来のことである。

戦前及び戦時中まで、農民の租税負担額は、国税では小額で問題にはならず、地方税が重要な地位を占めていた。しかるに、戦後、急速に進展したインフレーションと食糧不足に原因する農産物価格の騰貴に基ずく農民の名目的所得の増加は、国家財政のぼう。脹とあいまって終戦の年、一九四五年に比して四六年の農家一戸当りの租税負担額を一〇倍近く激増させることになった。しかも、この年より、租税負担総額において、国税は九〇%近い割合を占めるようになり、農民の租税負担に関する問題の中心は国税(所得税)へ移った。

(二) 一九四六年における農民に対する租税の賦課が、農民と税務行政機関との間に紛争を生ぜしめた原因は、以上に述べたように急激に増加した所得税額そのものにあるとともに、この所得税額の査定方法が、農家経済の実状を無視して一方的に税務行政機関によって決定されたことに重大な理由がある。農民は、このような税務行政機関の無理をおかした所得の査定に対して、個人の力ではとても抗議することができないため、当然、農民組合を

中心にして租税行政機関と交渉するようになり、農民の租税問題は、多くの地方で農民組合と税務行政機関との間の交渉として取り上げられるようになった。

(三) 一九四七年の税制改革によって、農業所得税に対しては、自主申告納税制度が適用されることになった。自主申告納税制度は、その精神またそれが合理的に運用されるにおいては、近代的租税制度として、われわれもこれを支持するものであるが、実情は、自主申告とは全く相反した方法で農民の所得は捕捉され、課税されている。

(四) 日本の農業経営は、いわゆる家族的労作経営を主体とし、ここでは経営と家計とが密接に結合しており、かつ、従来一部の上層所得階級を除いて、多くの農民にはほとんど所得税は問題にならなかったことなどのため、所得額を申告する基礎資料たる経営記帳を行う慣習がなく、農業所得の適確な捕捉はきわめて困難な実情にある。

(五) そこで地方税務当局が大蔵省の指示に従って農業所得の捕捉方法として採用した方式は、つぎのとおりである。すなわち、各税務署管内にある数千戸の農家の中から若干の農家をえらんでその所得額を調査し、その収益計算の結果を標本として使用して各農家に所得申告を行わしめるといふ方式である。もちろん、この場合、各農家は、税務署が与える所得標準表を納得し得ないならば、自らの収益計算の結果に基づいた所得申告をなす自由をもっている。なぜならば、この自由は、自主申告納税制度により当然農民に帰属する自由であるからである。

しかし、現状では、この自由の確保をめぐって農民と税務行政機関との間に激しい紛争が繰返されている。税務署は、その農業経営に関する無智と、少ない調査資料とで作成した所得標準表に従って申告することを広汎な農民に要求し、その標準表からかけ離れた金額の自主申告を行ったものに対しては、更正決定を下すのである。農

林省の調査によれば、一九四七年における農民の申告所得額に対し、税務署の決定した所得額は平均一四八%の高率を示している。かかる事態を生じた理由としては、もちろん農民の側に過小申告を行うものがあるということも考えられるが、根本的には前述したような所得標準表の犯している重大な過誤と後に述べるような税務行政機関の恣意的な徴税計画とが指摘されなければならない。

(六) このような税務行政機関による農業所得の捕捉と課税の方式に対して、個々の農民は多くの地方で農民組合を通じて異議の申立てを行うようになってきている。なぜならば、租税の賦課額が不公正であつて紛争が集団的に生じた場合、納税者たる農民の利益を代表して税務行政機関と交渉し、紛争を公正に処理し得るような民主的に構成された機関を農民はもっていないからである。

そこで、各地方の農民組合は、自ら多くの農家について農業所得を調査し、その収益計算の結果も税務署に提出して、税務署がその作成した所得標準表の誤謬を訂正するよう要求し農民の租税負担の公正化を実現するために努力している。

二 所得税法の欠陥

(一) 以上述べた農業所得税の賦課をめぐって生ずる紛争の原因としては、税務行政機関の所得捕捉の方式が圧倒的であるほかに、現行所得税法そのものが、農業所得の捕捉方法に関してきわめてあいまいな規定を与えていることが指摘されなければならない。

すなわち、現行所得税法は、その第九条第九号をもって、農業所得を事業所得の範疇にとらえ、同法第十条第二項でその純収益計算の方法を示しているか、それは、收穫物の金額換算の方法及び総収入金額から控除すべき

經營費の費目の範圍についてきわめて抽象的かつ一般的な規定を示しているに過ぎない。

(二) そこで、現行所得税法の施行第一年度である一九四七年には、經營費の費目として何を採用すべきかに関連して、農民組合と稅務行政機關との間に激しい論議がなされた。この年大藏省が、その税法の一般的規定から導き出して經營費の中に採用されると示した費目の具体的構成は、農民の立場からみれば、實際の農業經營に絶対必要な支出費目さえ除外しており、きわめて納得しがたい性質のものであった。多くの農民が、その意志をとりまとめて、費目構成の拡充を要求して、稅務行政機關と困難な交渉を繰返えさざるを得なかった。そしてこの場合、現行所得税法の規定が極めてあいまいであり、かつ、大藏省の費目構成に関する解釈が實際の農業収益の計算方法にあてはまらない点があることが認められたが改正は僅かな範圍にとどまった。

(三) 一九四八年にもなっても、以上に述べた費目構成に関する農民と稅務行政機關との見解は相対立したままであり、しかもこれに、ある地方の稅務署が収益計算上採用している支出費目を他の地方の稅務署では採用しないという悪い条件が加わった。この行政上の不統一を是正するため大藏省が地方稅務行政機關に与えた指示も、抽象的であり、また末端まで徹底しないなどの理由でほとんど効果を示さず、納稅者の見解の相違を納得させることはできなかった。

(四) しかし、一九四八年には、なお、一層困難な問題が生じた。それは、日本の農業經營が家族労働的經營であるという認識によって、日本の農業所得形成の特殊性を現行所得税法は全く無視している、という主張が次第に強まってきたことである。この問題は、日本の農業収益の性質の評価に関する根本的な問題を含んでいる。現行所得税法は、農業所得を事業所得として規定し、一般の雇傭労働を使用する企業で生産される商品の原価計算方式

に類似した方式を所得計算上適用するが、この方式は、自家消費的であり、かつ、労働所得的な性質をもつ日本農民経済にとっては適応しない計算方式である。

現行所得税法によれば、農家の農業労働に従事する家族には、なんらの所得も確保されないように農業所得は計算される。従って、このような収益計算方式によって納付される税額中には、家族の労働所得部分にまで喰い込んだ金額が含まれており、農家経済にとっては耐えがたい税額として作用する結果になる。この問題については、農業労働に従事する家族に対しても特定の控除制を適用すべし、という解決の方法が与えられ、一般にも支持されつつあり、大蔵省においても、理論的にはこれに承服している。

(五) 現行所得税法の農業所得の計算方法に関する欠陥としては、なお、生産物の価格評価の時点についての不明確さを指摘しなければならない。

すなわち、現行所得税法第九条第九号によれば、所得の計算は、「その年中の総収入金額から必要な経費を控除」して行うように規定されているが、他方、第十条においては収入金額は、「その収入すべき金額」と示されている。そこで、この前後相矛盾する計算方法を、税務行政機関は、経費の計算期間としては当該所得年度の一ヶ年間を採用し、収入金額の計算においては、翌年度に入つてのみ代価か実際支払われる生産物部分も当該所得年度において支払いを受けたものと仮定して所得に計上する。しかし、この方法は、実際に貨幣所得を得ていない農民には、納得しがたいのである。生産した現物の価格が、生産時点でとらえられることは、農業のみならず、一般営業に対しても適用される方法であるが、一般営業においては生産期間が短く資本の回転率が速やかであるため、所得年度の間を生産現物の翌年度への繰越し量は年間生産総量に比してきわめて少部分を占めるのに反し

て、農業においては、一年間の生産期間を要し、特に日本において米は所得年度の末期たる十月が収穫期にあたる。従つて、翌年度への繰越部分が年間生産総量の大部分を占め、このため、翌年度繰越し部分への課程は、農業にとつては一般営業の場合に比して比較にならない負担となっている。

(六) 前項に述べた計算期間に関する不合理は、また農家の経営内で生産され、その価値が最終生産物へ移転される生産物(例えば種子、飼料、肥料など)の価格評価の際にも現われている現在、これらの生産物は評価価格で収入と支出とにそれぞれ計上されることになっているが、前述した計算方法の結果、収入の評価は収穫時の価格により、支出の評価は前年の収穫時の価格によるため、その間に擬制的所得が見積もられることになる。

三 税法からかい離した徴税計画

(一) 従来、農民の租税負担は過重に過ぎるといふ農民の切実な訴えに対して、政府当局は、給与所得に対する勤労所得税の割合を農業所得のそれと比較して、農業所得税は相対的にはいまだ低位にある。と主張してきた。しかし国民所得統計や所得税統計のきわめて不完全な日本の現状では、かかる比較そのものがきわめて危険な誤謬を犯すものであることはいうまでもなく、しかも、租税控除後の所得で生計を維持し、かつ、翌年のための生産的投資を賄わなければならぬ農民の所得は、給与所得とは比較をなし得ない性質上の根本的相違がある。

そして、申告納税分所得に属する農業所得の捕捉の実情が、以上第一、二節に述べたような理由で、全く税務行政機関の主観的認定によつて左右されざるを得ない現状では、それ自体比較に耐え得る客観性に乏しいといわれざるを得ない。

(二) このような不合理な所得捕捉の方式及び現行所得税法そのものの欠陥に加えて、更に租税徴収計画の恣意性

が、農民に対する所得税賦課の問題を一層紛糾に導く原因として指摘される。

(三) 戦後、日本経済の混乱の過程において、一般に納税思想は低下し、ために所得捕捉の努力は税法とその施行とを極端にまでかい離させた。その結果、納税者の実際の租税負担は税法の規定する租税負担とは全く別個のものとなり、税務行政機関は、徴税の努力をまず所得捕捉の容易な部面に集注した。かかる徴税対象となったものは、源泉課税をなされる勤労所得を別にすれば、まず第一に農業所得である、農民は、他の営業者とは異って脱税の可能性が小さいのみならず、農産物の政府に対する供出代金及び経営面積の登録など所得形成の諸要素は比較的把握が容易であり、従って、税務行政機関がその徴税の努力を農業に向けている。

しかし、問題は、この徴税努力が、一定の、可能な限りの所得準備に裏づけられた徴税計画に伴われていない、という事実によって実に困難な紛糾を導き出している。

(四) 年々の国家財政は、予算によって規制された一定の租税収入計画をもつ。この租税額は、国民所得の分配の状況に依りて、それぞれの所得形態別に可能な限り公正に配分されるべきである。とわれわれは理解する。しかるに、現在までにおける租税行政機関の徴税計画をみるに、租税徴収予定額は、国会によって決定された租税収入予算額とは全く別個に組み立てられているものようである。そして、この徴収予定額は、中央から各財務局別に割当てられ更に財務局は、管下の各税務署毎に徴収予定額を割当て、そこに、税務署の徴税目標額が成立する。これを大蔵省は徴税努力目標とよんでいるが、この目標額自体は、租税の歳入予算額からはもとより国民所得からも全くかい離したものとなり納税者をして自己の納税額をあらかじめ計算することを全く不可能にしている。

(五) このような徴税計画によって税務行政機関がまず第一の徴収目標たる農業所得に対して向うとき、そこに困難な紛乱が生じることはむしろ当然であるといわなければならない。事実多くの農民は、自らがどれ程の額の所得税を納めればよいのかを計算することができず、困惑の結果、税務署はどれ程の徴税目標額を予定しているのか、それを知らせてもらいたい、と税務署に要求する。しかし、農民は税務署から回答を与えられたことにはない。与えられるものは、先に述べた所得標準表と、更正決定とである。われわれは混乱した経済秩序の中での徴税がきわめて困難な事業であるという事実も十分に認識している。しかし、国家予算から全くかい離した徴税計画、捕捉の容易な所得への徴税計画の集注、そして脱税による、あるいは捕捉の困難な部分による徴収減の他への転嫁、また税務官吏の手心などの行われ易い現在の恣意的な徴税計画は改善さるべきものと思料する。

(六) 経済安定九原則の要請に基づいて編成された一九四九年度の予算の実施によって、われわれは日本経済が一応正常化するものと期待している。このとき行われんとする租税制度の改革は、以上述べた主観的な徴税計画を行い得るような租税制度の欠陥を改め、税法を公正に実施する税務行政によって租税収入が確保できるようにならなければならない。

四 農業所得税合理化のための対策

以上に述べた農業所得税をめぐる諸問題の検討の結果、農業所得税合理化のための対策としてわれわれはつぎの諸事項を挙げる。

- (1) 農業所得は、一般の事業所得とは分離して別個の所得形態として取り扱うこと。
- (2) 家族農業従事者に対しては、その数の増加に応じた一定率の特別控除をなすこと。

- (3) 農家の生産物にして、翌年度に繰越し販売または消費される部分は翌年度所得に属せしめること。
- (4) 同一経営内で生産され、生産財として使用される生産物は収支計算から除外すること。
- (5) 徴税にあたっては、原則として自主申告納税制を徹底させること。但し農家が経営記帳を欠くため、完全自主申告に至るまでの経過的手続として所得標準の使用がやむを得ないとするならば、所得標準の作成にあたっては、地帯別、経営組織別、所得階級別に多数の実例に基づいて作成すること。なお、中央、地方における所得標準の作成には、農民団体を参加せしめ、税務行政機関との共同作成とすること。
- (6) 農業所得の査定、農業所得税の賦課徴収にあたって生ずる紛争を公正に処理するため、民主的に構成された紛争処理機関を設置すること。
- (7) 必要経費中の減価償却費の計算法は、農家の実態に即するように改めること。
- (8) 所得税の申告及び納税期は、単作地帯など特例地域を除いて八月及び一月とすること。
- (9) 所得の強制調査、所得税徴収額の目標の決定、そのほか徴税官吏に与えられている強制の権限は、その運用にあたって納税者が納得し得るよう徴税方法を民主的なものに改めること。

第二 地方税と農民負担の税種の整理

(一) 日本の税法系は国税、地方税を通じてきわめて混乱し、相つぐ増税によって税源は漁りつくされて二重課税的な税種が交錯し、税種はますます増加の傾向を示している。そのため同一の納税者たる農民は、同一種の農産物に対して、国税としては取得税、流通税（一部）を賦課され、地方税としては事業税を賦課される結果、茶生産

農民を例にとるならば、同一の茶生産による所得に対して、所得税、物品税、事業税が賦課されている実情である。従って、このような、課税段階の混乱、あいまいな税負担の帰すうをもたらししている現在の税体系は、近く行われようとする税制改革にあたって是非整理される必要がある。

(二) しかし、農民の租税負担について税体系上最も混乱と矛盾とを示しているのは地方税である。地方自治体は、主要な税源をほとんど国家財政によって吸収され、しかも地方税法の中心をなす配付税の配分は国家財政によって支配決定されている結果、零細な独立財源を漁りつくすはもちろん、課徴形態が相重り、地方税の主要な納税者である農民に対しては、同一の物件に税種が集中して負担の過重をもたらすことになっている。現在、農民が地方税として賦課されている税種は、都道府県税において約十三種、市町村税において約二十一種に達し、これに更に多くの負担金、強制寄附金などが加わる。

(三) 農民負担の地方税で特にその創設当時から強く農民によって反対されている税種は事業税である。事業税は、政府によって買上げられる供出用の主要食糧農産物には課税されていないが、この税種は明らかに所得税に対する附加税としての性質をもつのみならず、例えば、自家庭園の一本の柿の木をさえも含めて、一切の農産物を課税対象として、捕捉している。

しかし、事業税賦課の重要な問題はそれのみではない。所得税を免除されるきわめて下層の農家にもこの税は課税される結果、商品として販売されることなく、自家需要のごく少部分を満たすに過ぎない零細な現物所得にまで課税されることになっている。かくして、貧しい農民は現金所得がないのに、現金による納税を余儀なくされる。

(四) そこで、農民の負担に係る地方税の整理及び改廃にあたっては、つぎの諸事項の主施が考慮されるべきである。

(1) 農業事業税

農業事業税は実質上、所得税と同じ性格をもち、所得税に対する附加税的性質をもつものであるから廃止すること。

(2) 物件税

物件税は財源の枯渇した地方に多く行われているが、この税は、牛馬、電動機、荷車などの零細な農業生産手段に賦課されるもので、所得税と二種課税になっている。この数多い物件税は、速やかに整理されるとも、生産手段に対する課税は可能な限り廃止されなければならない。

(3) 負担金及び強制寄附金

地方行政機関によってなされる各種負担金及び強制寄附の制度は廃止すること。

〔以上〕

出典 税制改正に関する資料集(二)・国立国会図書館調査立法調査局編・国調立資B42・昭和二四・七、六七頁―
七九頁